

琉球大学学術リポジトリ

台湾関係統計ノート

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 統計ノート キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38288

矢内原忠雄文庫

史料名	台湾関係統計ノート
封筒番号	317
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月16日
撮影者	富士写真フイルム株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：317

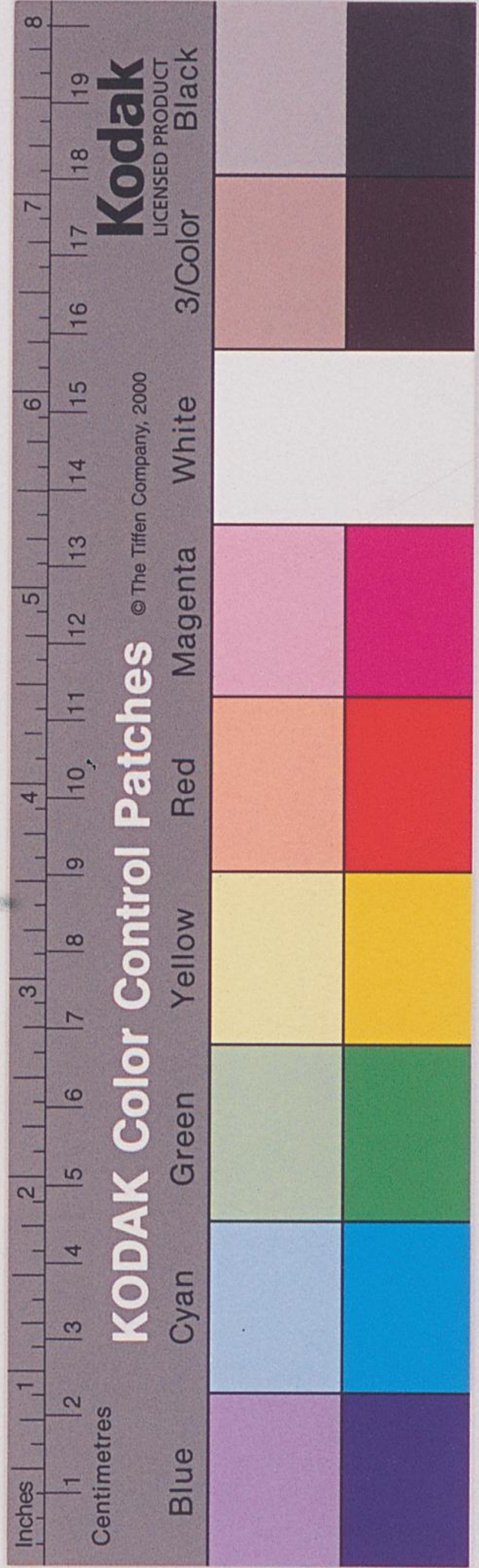
史料名	台湾関係統計ノート
資料形態	A4ノート／バラ
枚数	78
頁数	78
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	台湾 「台湾経済年報」「台湾事情 昭和14年版」「台湾總督府統計書」等からの書写 今泉分類記号：Y

〔一〕各年を通じて曲農業における本島人割合は絶対である。内地よりの曲農業者福
 民も花蓮港の吉野村その他に若干土着化しているものの、本島人割合の絶対
 的高さには呑み込められぬかの観がある。
 〔二〕内地人人口の増取も高率に増取を示す部門はやはり公務自由業である。就
 中官吏としての内地人の増取は当然のこと下り、増取後の十七年間に四九・五
 %より四二・一%へと減少しているのは注意すべき点である。〔台湾経済年
 報、四十六年版、四四頁〕

各年、国勢調査結果表より算出。

職業	明治三十八年		大正四年		大正九年		昭和五年	
	内地人	本島人	内地人	本島人	内地人	本島人	内地人	本島人
總數	一・九	九七・八	三・九	九五・六	四・五	九四・九	五・〇	九三・九
曲農業	〇・二	九九・九	〇・四	九九・六	〇・四	九九・六	〇・四	九九・五
水産業	八・四	八八・〇	一二・九	八三・〇	六・七	九四・三	八・二	九〇・六
鉱業	八・六	八八・〇	一三・三	八三・〇	一三・四	八二・五	九・三	八一・八
工業	一・〇	九八・六	二・三	九六・八	二・七	九五・〇	二・六	九五・八
商業	一・五	九八・五	三・九	九六・一	四・四	九五・二	四・九	九四・四
交通業	三・八	六一・〇	四六・〇	五三・三	四九・五	四九・五	一一・五	八四・七
公務自由業	一・〇	九八・六	二・三	九六・八	二・七	九五・〇	二・六	九五・八
家事使用人	一・五	九八・五	三・九	九六・一	四・四	九五・二	四・九	九四・四
其の他産業	一・五	九八・五	三・九	九六・一	四・四	九五・二	四・九	九四・四
無業	一・五	九八・五	三・九	九六・一	四・四	九五・二	四・九	九四・四

内地人、産業別増取割合



内地人、人口の都市集中状況、〔昭和十年国勢調査〕。

「内地人は概ね都市に集中して官吏その他の自由業、並に高工業を担當してゐるが、台湾の植民政策遂行の上から内地農民の招致は兎も必要であつたが、今や時期を失したる嫌ひがある。」〔台湾経済年報、昭和十六年版、二二頁〕

昭和十年

全島	總人口	内地人人口	百分比
五、二二、四二六	二七〇、六七四	五、一九	

台北市	一、〇二四、五四六	一一〇、七〇二	二九・八四
基隆市	八六、八八七	二六、三一一	三〇・六八
新竹市	五、〇二五	五、七九〇	一一・三五
台中市	七〇、〇六九	一五、六一八	二二・二九
台南市	一一〇、八一六	一六、六九九	一五・〇七
嘉義市	七三、〇七二	九、四三九	一二・九二
高雄市	八五、四六七	二〇、二八五	二三・七三

「以上七市の内地人口の合計
全島内地人口に対する百分比
二一〇、八四五
七七・九

人口 自然增加率

昭和十九年	昭和十八年	昭和十七年	昭和十六年	昭和十五年	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島	全島
内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人	内地人
本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人	本島人
内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地	内地

台湾經濟年報 昭和十六年版 三六頁

内地人、人口轉住増加率 (千人に付)

昭和十九年	平均	四七・五七
昭和十六年	平均	三・二三
昭和十七年	平均	一七・六九

昭和三年	一七・三一
四年	二三・三〇
五年	二七・一八
六年	二五・四五
七年	一四・八〇
八年	三・三一
九年	五・五六
十年	一〇・〇四
十一年	二三・四五
十二年	二七・一〇

備考

實数
昭和元年末 一七五、七六九人
" 十二年末 二九九、〇八〇人
増加数 一〇三、五一一人
自然増加率
昭和三—十二年平均 一八・八三

備考

帝国主義下の台湾、一八〇頁
〔台湾經濟年報、昭和十六年版、三六頁〕

人口、出生率及死亡率 (人口千人計)

出生率	人口、出生率及死亡率 (人口千人計)			
	全島	内地人	本島人	外地
明治三十九年 平均	四一・一九			
大正六年 平均				
大正七年 平均	四一・七五			
昭和二年 平均	四四・七六	二九・九二	四五・五八	三一・八五
昭和十二年 平均	四四・七六	二九・九二	四五・五八	三一・八五
昭和三年	四四・一七	三一・八九	四四・八〇	三四・三八
五年	四五・一一	二九・八六	四五・九四	三一・三五
十年	四五・二六	二九・五六	四六・一一	三一・六三
十二年	四四・九四	二八・五三	四五・八九	三〇・六一
明治三十九年	二八・六九			
大正六年	二五・八二			
昭和二年	二〇・五五	一一・〇九	二一・一一	一八・一九
昭和三年	二二・一五	一一・七八	二二・六八	一九・九一
五年	一九・五四	一一・八四	一九・九六	一八・一七
十年	二〇・四七	一〇・九一	二一・〇〇	一六・七八
十二年	一九・七七	九・六〇	二〇・三六	一六・九五

死亡率

備考 帝国主義下の台湾 二二二頁

台湾経済年報 昭和十六年版 三五頁

台湾常住人口

〔台湾总督府統計書〕

一、實數

年次	總數				
	内地人	本島人	朝鮮人	中国人	其の他の外国人
明治三十八年	五九,六一八	三〇,五五四		八,三三三	
大正十四年	一八九,六三〇	三九,二四五		三六,二五八	
昭和十二年	二九九,三八〇	五二,六一四		四六,五七三	
〃十五年	六〇七,四七八	五八,八三三		四六,一九〇	九三

一、百分比

年次	百分比				
	内地人	本島人	朝鮮人	中国人	其の他の外国人
明治三十八年	一九	九七・九	—	〇・二	
大正十四年	四・五	九四・七	—	〇・八	
昭和十二年	五・三	九三・八	〇・二	〇・八	
〃十五年	五・七	九三・四	〇・一	〇・八	

〔備考〕 上帝国主義下の台湾、一八五頁。

一、方向別轉住（内地人）

轉入	總數	内地ヨリ	樺太ヨリ	朝鮮ヨリ	外国ヨリ
昭十五年	三四五七四	三四五〇二	六五	五	二
"十六年	三〇五九五	三〇五四七	二五	五	一八
轉出	總數	内地へ	樺太へ	朝鮮へ	外国へ
昭十五年	二三五八七	二三五五〇	二九	一	七
"十六年	一九四七九	一九四四八	二五	一	五

二、宗教、信徒數

總數	内地人	本島人	朝鮮人	外国人
神道	四二二四四	二四〇三三	一八〇〇〇	九一
佛教	七八一五六	四二八五四	三五二六	一五二
基督教	七四六七〇	五四八二	六九〇七六	一一一

三、出生世末人口

總數	三〇六九九八九
自作	九三三三三八
自作兼小作	九八八八五八
小作	一一四八七四三

昭和十六年 台湾總督府統計書

人口

總數	六二四九四六八
内地人	三六五六八二
本島人	五八三二六八二
朝鮮人	二五三九
中国人	四八四八三
その他の外国人	八二

本島人中

高砂族	一五九五九四
タイヤル	三八四二七
サイセツト	一七九六
ブヌン	一七三三五
ツオウ	二二六三
パイワン	四四一三〇
アミ	五三七七四
ヤミ	一七四九

出生率 死亡率

出生率	四〇・五三	内地人	二七・〇九	本島人	四二・八四
死亡率	一五・九八	内地人	七・六二	本島人	一九・三〇

国語普及施設

〔台湾事情 昭和十四年版〕

「島民に国語を習得せしむることは、国民精神の涵養と文化の向上に資するばかりでなく、島民の福利を増進する所以である。本島経済の根幹をなす甘蔗も重要な事業である。故に本府に於ては昭和八年国語普及十年計画（昭和八年以降十五年間に国語解者を五十%とす計画）を樹立し、市街庄に国語講習所を設立せしめ、国庫は之に補助の途を講じ、昭和十四年度は八十二萬圓を計上 助成することをなしている。

而して之に入所する者は凡そ、二十才以上二十五才以下の国語を解しない青年男女を主として、今年百人以上、毎年の如く、国語を中心とする簡易なる国民教養月を施すものがあるが、市街庄も之に要する経費を支出して助成の方法を講じている。郵務に於ては尚右の国語講習所の外に、農閑期等を利用して簡易国民講習所を設け、三月乃至五月を会期として、国語講習日に努めている。その経費は地方長官の負担としているが、市街庄に市街庄補助金を交付して助成の途を講じている。

年度	公立校生徒数	私立校生徒数	国語普及施設生徒数	同上修了者	合計	本島人口	国語解者百分比
昭和七年	二九一、〇六七	三六四、三八七	四三、三八一	三三四、五三七	一、〇二二、三七一	四、四九六、八七〇	二・七
八年	三一七、三〇九	四九四、六八六	五八、九〇三	三五六、六一一	一、一三七、五〇九	四、六一三、七四〇	二・四・五
九年	三八九、二九〇	四七七、四四三	一一〇、四八一	四七四、一六八	一、四五一、三四〇	四、八八三、三八八	二・九・七
十年	四五八、〇三二	五五一、二四八	二六三、三七一	六六一、四六一	一、九三四、〇〇〇	五、〇八、九一四	三・七・八
十四年	五四四、六三二	六〇五、一五八	四九六、五三一	八一三、一三七	二、四五一、四六〇	五、三九六、八〇六	四・五・六

教育費配分

昭和十四年度

「昭和十四年度教育費予算は国庫、州又は庁費、市街庄費を合して
 經常費、二六、六三三、六三五、臨時費、七、七六三、七〇九、合計三四、三九七、
 三四四、その内譯は次表の通りである」(口譯事情、昭和十四年版)

	經費	生徒數 (カッ内、本島人 但し再掲)	職員數
大学	三、四六七、九一六	二八六 (九〇)	?
専門学校	七八一、七九一	八四一 (一四一)	一九二
高等学校	二、三三三、二三一	五八九 (?)	五七
師範学校	八四三、五九一	一、七八八 (?)	一六五
中学校	一、二〇八、六八五	九、二五四 (四、一七七)	四三七
高等女学校	一、一〇九、二二八	七、八七〇 (二、五四一)	三六一
実業学校	一、八一四、二八二	五、九六八 (二、六一〇)	三六六
実業補習学校	一、二〇七、四八一	七、五七三 (五、七五一)	二八九
小学校	六、三一〇、五三一	四六、八七七 (?)	一、一九〇
公学校	一、三三二、二六七	五六四、六八二 (?)	八、七六三
七音哑学校	六、一二三、三	三三八 (?)	二八
幼稚園	二、三、八八七	一四四 (八七)	四
図書館	一七〇、三八六		
博物館	四、一四、五五		
社会教育費	五、五七三、〇六二		
其他	二、二二八、三一七		
合計	三、四、三九七、三四四		

書房、公学校 比較

〔台湾總督府統計書〕

年	書房数	生徒数	公学校数	生徒数
明治三十二年	一、四二一	二五、二一五	九六	九、八一七
〃 三十五年	一、六二二	二九、七四二	一三九	一八、八四五
〃 三十六	一、三六五	二五、七一〇	一四六	二一、四〇三
〃 三十七	一、〇八〇	二一、六六一	一五三	二一、一七八
昭和 元	一、二二八	五、二七五	五三九	二一、六〇一
〃 十二	二八	一、四〇七	六四四	四四、五三九

〔註〕

書房は古くより本島に設置されたる私塾にして漢文の教授を主たる目的としたる者、最近における皇民化運動の熾烈に伴い、国文教授を主とし、漢文を従とするに至つた。——〔台湾總督府統計書、昭和十二年〕

〔備考〕

帝國主義下の台湾、二〇四頁。

学校生徒数比較

昭和十二年度

普通教育 生徒数	学令兒童百儿対する就学率	内地人		本島人	
		内地人	本島人	内地人	本島人
中学校生徒数		四〇、四八七	四四六、七九〇		
高等学校		九九・五	四六・七		
専門部					
帝国大学々々生数					
		四、〇六五	二、七九四		
		四三・二	一三・一		
		二四・三	一二・七		
		一一・八	五・九		

〔備考〕 帝田主義下の台湾、二〇四頁。

〔台湾總督府統計書〕

学校生徒数比較

〔台湾總督府統計書〕

大正十年	昭知元年	昭知十一年
内地人	本島人	本島人
188	59	138
121	7	138
105	123	120
168	343	210

大正十年	昭知元年	昭知十一年
内地人	本島人	本島人
122	76	23
243	76	178
229	23	178
178	29	29
368	79	432
432	43	131
135	153	153
494	1041	370

大正十年	昭知元年	昭知十一年
内地人	本島人	本島人
1227	607	1230
2976	1213	317
4756	1912	317
1230	317	317
2242	1718	627
4065	2794	596
2336	682	596
1626	682	596

大正十年	昭知元年	昭知十一年
内地人	本島人	本島人
21157	2133	51695
24721	1136	120959
40468	3138	194365

〔備考〕 帝國主義下の台湾、二〇四頁。

學齡兒童就學率比較

〔公海總督府統計書〕

年	內地人	本島人	蕃人(高砂族)
昭和元年	九八・二	二八・四	七一・八
昭和十年	九八・三	四三・〇	七三・四
昭和十年	九八・一	一二・三	六九・四
昭和十年	九三・三	四一・一	七五・〇
昭和十年	九三・三	五六・六	七九・六
昭和十年	九二・二	二四・六	七〇・一
昭和十三年	九九・五	四六・七	
昭和十三年	九九・五	六一・〇	
昭和十三年	九九・五	三〇・三	

備考

帝國主義下の台灣、二〇一頁。

国籍	昭和五年		人口千計	昭和十年	
	総数	男		女	男
内地人	一八、一三九	一六、二四一	一、八八八	三・五	六・三
朝鮮人	七〇五	六一五	九〇	四・二	〇・七
本島人	九	九	〇	一六・三	一
外国人	一七、二五八	一五、四七二	一、七八六	六・三	〇・七
合計	一、五七	一四・五	一・二	三・七	〇・七

本島における人口増加の趨勢については、既に人口の部に於いて記したる如く、昭和五年の島嶼的
 膨脹の傾向を見る。茲に於ては、本島に於ても、人口問題に關し、従来の如く見做したる
 を容すべし、驚かざるが対策を攻むれば、或る程度に於ては、或る程度に於ては、或る程度に於ては、
 乃至経済機構上に於ける過剰人口の状況を察知することは、官立の調査に於けるものより、
 のとす、本島に於ける失業率調査は、昭和五年の国勢調査に於けるものより、
 本調査に於ける失業率の範圍は、前同調査に同じく、給料生性者又は労働者たり
 しものにして、調査の当時現に失業せしものにして、就てのみ之を調査したり。但し労働者
 中、日傭労働者の失業率も亦、調査の当時即ち九月三十日の状態に依り
 之を決定したるものも亦、前同調査同様なり。而して本調査に於ける失業率の意義
 は、就業の能力及意思を有する者、調査の時に於て就業の機会を得たるも
 のに限る。依つて、身体上缺陷あり就業に適せざる者、或は、任意に基く不就業
 者、浮浪者にして自ら求職の道を講ぜざるもの、及、同盟罷業者又は工業封鎖
 のため就業せざる者、又は失業率の調査に比し収入その他の上から見て不満
 足するも、尙も尙就業の機会を得たるものは、いづれも失業率と認めず、又、
 小学校卒業後、或は、未だ就職の機会を得ずのもの、工業主、商主等の雇主、
 及、屋台店、露店、自家の車夫等の自家業者は、給料生性者又は労働者に非
 ざること、故に、之を失業率とせざる場合と雖も、失業率とせざることを、
 〔昭和十年国勢調査結果表七七頁〕

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています

		(昭和五年)			(昭和十年)		
	総数	二四、七四二	一八、一三九	七〇五	九	一七、二五八	一五七
	男	二一、九三五	一六、二四一	六一五	九	一五、四七二	一四五
	女	二、八〇七	一、八八八	九〇	〇	一、七八六	一二
	人口千分	五・四	三・五	二・六	六・一	三・五	二・七
	男	九・三	六・三	四・二	一六・三	六・三	三・七
	女	一・三	〇・七	〇・七	一	〇・七	〇・七
	外人						
	本島人						
	朝鮮人						
	内地人						

失業率

〔昭和五年及十年 国勢調査結果表〕

官公吏數

〔台灣總督府統計書〕

昭和十二年。

總數	六七、三六八	一〇〇%	本島人(再掲)	二五、八八七	三八・五%
勅任官	六四		一		
委任官	九四八		一二		
同待遇	四三		七		
判任官	一、六五四	一〇〇%	六、六一九		一八・一%
同待遇	九、二九五		一、五七二		
地方待遇職員	六三		一		
吏員	三、四一		二、三		
嘱託	三、三〇一		二、三五七		
在任	二、〇〇四		一、四五一		
事務在任	一八、八〇九	一〇〇%	六、四一八		四九・五%
その他在任	一〇、八七		四、四七		
その他在任	一八、三二七		一〇、九八〇		

台湾の地方制度

台湾事情 昭和五年版、五五—八頁

昭和五年四月、台湾州制、市制、及び街庄制を改正の上、之を公布し、市制及び街庄制は同年十月一日、州制は昭和五年十月一日より相次いで之を實施した。

(1) 州。州は州会を置き、議決機関とし、議長及び州会議員を以て之を組織す。州知事議長となる。……而して州会議員の定数は台北州三十六人、新竹州三十二人、台中州三十二人、台南州三十六人、高雄州三十六人とす。州会議員の半数は民選とし、半数は官選とす。定数を二分し難きときはその端数に相当する員数は民選とす。選挙資格は市會議員及び街庄協議員たることを要し、被選挙資格は市會議員又は街庄協議会員の選挙権を有するものにして、法定の缺格條項に該当せざる者たる事を要するとし、所謂間接選挙である。官選議員は州會議員より被選挙権を有するものにして、官職を有するものの中より台湾總督府之を命ずる。

(2) 市街庄。現在(昭和五年)市は九、街四十、庄は百十五。

市は市会を置き、議決機関とし、議長及び市會議員を以て之を組織す。市尹議長となる。街庄には街庄協議会を置き、諮問機関とし、議長及び街庄協議会員を以て之を組織す。街庄議長となる。……而して市会又は街庄協議会員の定数は人口に基き、市は二十四人乃至四十人以下、街庄は八人乃至二十人以下の範囲に定まる。半数は民選、半数は官選とす。選挙資格は、市は市民たるに於て二十五才以上の男子にして独立の生計を営み、六月以來市街庄住民となり、且つ六月以來台湾總督府の指定せる市街庄税(戸税割、地租割、營業税割とす)年款五百以上を納むるものは、其の市街庄において市會議員、街庄協議会員の選挙権、被選挙権を有するものとせらる。官選議員は、右市會議員、街庄協議会員の被選挙権を有するものにして、官職を有するものより、州知事、又は廳長之を命ずる。

〔備考〕

帝國主義下の台湾、二二六頁。

一、就学率

内地人 平均九九·六 男九九·五 女九九·七
本島人 " 六一·六 " 七三·六 " 四八·七

一、賃銀 台北市(昭十六年下半期)

内地人	本島人	鍛冶工	左官	石工	大工	仲仕	雑役	瓦葺工
三·六〇	二·〇〇	三·六〇	三·六〇	三·六〇	三·五〇	三·五〇	三·五〇	三·七五
三·六〇	二·四〇	三·五〇	三·五〇	二·四〇	二·五〇	二·五〇	二·五〇	二·八〇

高雄市(全期)

内地人	本島人
五·五〇	一·四六
三·五〇	二·七五
三·五〇	二·七五
四·〇〇	二·五〇
二·〇〇	一·二五
—	—
三·五〇	二·七五

一、学事

学生数

学校名称	内地人	本島人
帝国大学	一九六	六一
帝国大学豫科	一四二	一三
农林专门部	一六〇	一
医学专门部	一一七	七九
高等商业学校	二三九	一八
高等工业学校	二一九	五一
高等学校	五〇六	一一一
师范学校	二〇八	四九七
中学校	五九八	五八九五
高等女子学校	六一五〇	三五五四
实业学校		
工业学校	一一〇八	九九八
农林学校	二〇五	八〇四
农业学校	四七〇	一〇五〇
商业学校	一八〇八	一六七五
实业補習学校		
农业補習学校	七	三三〇
水产		九二
工业	六六八	五六
商业	二四七八	三二
商工	四八七	二六九
家政女学校	三七八五	一四七七
その他	九	二六一

阿片吸食特許者数の減少

〔台湾總督府統計書〕

年次	販賣数量		賣上價額 (合計年度)	
	本島人	中華民國人	本島人人口	千人当吸食者
明治三十五年	一四三、四九二	—	三、〇〇八、三八六	—
大正 八	五二、〇六三	六、三〇二	六、九四七、三二二	—
" 十四	三三、七五五	六〇四	四、四一三、六四〇	—
昭和 二	二九、〇四三	四九三	三、九一九、九三〇	—
" 十二	一一、九六〇	一〇三	一九八一、二九六	—

〔備考〕 帝國主義下の台湾、二一三頁。

販売枚数

吸食特許者数

本島人人口
千人当吸食者

年次	販売枚数 (グラム)	吸食特許者数	本島人人口	千人当吸食者
明治三十五年	二〇〇、四二四、二六二	一六五、七五二人	六一人	—
大正 元年	一〇五、三九四、二九七	八八、三五五	二七	—
昭和 元年	四〇、三三六、五七七	三、一九八二	八	—
昭和 五年	三六、三五九、一六六	二八、四八〇	五	—
昭和 十年	一九、一五二、〇〇〇	一五、〇四八	三	—
昭和 十四年	一四、五二六、〇〇〇	九、八〇三	二	—

〔台湾経済年報、四十年版 三二二頁〕

以16. 丸 等

一 阿片烟膏吸食持許者

本島人 七五六〇
中国人 六八

二 阿片烟膏下付数量及價額

数量 一、八五二、二〇〇 瓦
價額 一六、一四、五六八 円

衛生

〔台湾人口動態統計〕

マラリヤ患者死亡数の減少

年	内地人	本島人	外国人	合計
明治四十二年	一八三	一、五〇九	三八	一、七四〇
大正三年	二一六	八、六四〇	二九	八、八八五
大正十年	一八九	六、八三四	四七	七、〇七〇
昭和四年	六六	三、九二九	三〇	四、〇二五
昭和十年	四八	三、六九三	四一	三、七八二

〔備考〕

帝國主義下の台湾、二一―二頁。
 但し、右表の如くマラリヤ患者死亡数は減少傾向にあるも、帝國主義下の台湾、二一―二頁の数字と比べて、絶対的には圧倒的に多く、資料の点で不確実と云うがある。

台湾の農耕地

台湾の農耕地は總督府殖産局の調査によれば、昭和十五年末現在の總面積が八十七萬七千四百一十甲の内、田面積五十四萬六千四百六十六甲、畑面積三十四萬九千九百五十一甲、之を農家戸数四十二萬九千九百三十九戸にて割れば、一戸平均の經營規模が二甲零六厘となる。日本内地に於ては滿洲事変以來、軍需工業の發盛及び北滿移民による農業者人口の減少を來しつつあるも、昭和十五年末農家一戸當耕地が平均一町一分一厘（耕地面積六百七十七萬七千五百三十一町、農家戸数五百四十九萬七千七百七十一戸）といふ要、細經營であるから、此の点、台湾は内地程甚おしき土地饑饉がない。

然し耕地所有の分布を見るに、内地の一町歩を台湾の一甲歩と同一面積として、台湾に於ては一甲未滿の所有者が六四%、九に對し内地に於ては七四%あり、三甲以上の所有者は台湾の一%、八に對し内地では七%三七であるから、土地所有の集中程度は台湾が内地より頗る高度であることは明かである。〔台湾經濟年報、昭和十七年版、四六七一―八頁〕

耕地面積

年 期	田	畑	計	甘蔗植付面積
明治四十年	三二八、五四〇 ^甲	三四五、九八二 ^甲	六七四、五二二 ^甲	三九、〇三五 ^甲
大正 六年	三三〇、四六八	四一六、五七一	七四六、九八五	一五〇、四五〇
昭和 二年	三九九、一五一	四二六、三三二	八二五、四七三	一〇一、五三一
昭和十三年	五四四、四三七	三三八、八一九	八八三、二五六	一二四、五五五
昭和十五年	五四六、〇四六	三四一、〇九五	八八七、一四一	一七四、二九四

(参考)

台湾糖業の地位

「全島産糖總額は明治三十五年期には九千萬斤であつたものが、昭和四年期には一億十三億一千五百五十四萬餘斤に激増し、国内消費の自給自足を果たすに至り、更に昭和七年期には十六億四千八百四十二萬餘斤の新記録を作つた。其の後二年間は過剩糖処分のため産糖高減少したるも、昭和十年期には再び十六億九百四十二萬餘斤に増進し、進んで昭和十四年期には生産高十三億六千四百五十五萬斤の驚異的最高記録を作つた」〔台湾事情、昭和十四年版、四九七頁〕

年 期	新式製糖場	改良糖廠	旧式糖廠	合 計
明治三十八年	七、五五八 ^{千斤}	一、六四一 ^{千斤}	七、四三三 ^{千斤}	八二、六三三 ^{千斤}
大正二年	一〇五、〇四八	七、二六七	六、八三五	一一九、一四九
昭和二年	一、六四一、〇一八	五、五七二	八、六四四	一、六八五、二三四
十二年	一、六四五、七五一	一七、三三二	一五、七九七	一、六七八、九二〇
十四年	二、二九〇、〇七二	四一、一一五	三三、三六四	二、三六四、五五一

「領台当時本島糖業は僅かに七、八十萬糖の程度の産糖であつたが、当局の糖業政策確立以來、克く融熱悪疫と戦ひ官民一致の不撓不断的の努力は、領台僅かに四十年餘にして三十倍の生産を擧ぐるに至り、此如に長足の進歩を遂ぐるに至つた」

「農業部門内である甘蔗農業の位置は、台湾農業の大穴たる稲作農業に次ぐ重要位置を占め、本島に於ける全農家の四十萬戸に對し、甘蔗作付面積は其の約一九%の約三〇%の十二萬戸、總耕地面積八十八萬甲に對し、甘蔗作付面積は其の約一九%の十七萬甲、甘蔗業生産總額四億円に對し、その約一六%六千四百萬円に達してゐる」

「工業部門は全く他産業に對し圧倒的優位にあるが、台湾の代表産業たるの母銀を以て總工業額三億六千萬円に對し、その六〇%二億四千萬、輸移出入總額二億二千萬円に對し、その八〇%一億七千萬円は實に砂糖によつて占有せられてゐる。また事業未開の間に製糖会社の位置は断然他を圧し、その出資本額は三億二千萬にして、工業会社の出資本額二億七千萬円に對して、実に八〇%を占めてゐる」

而して製糖会社が年々耕作資金その他の前貸金として蔗作農家に支出する金額は千數百萬円に上り農村金融を助け、また蔗作地を縱横に走るところの二千六百餘軒にわたる私設鐵道は地方交通上の重要施設となり、その他土地改良、地力増進、耕作法の改良進歩は、糖業のみならず、一般農業の發達にも多大の貢獻を爲してゐる」

〔台湾事情、昭和十四年版、二一三頁〕

製糖会社資本金、工場数、製糖成績 目 昭和十三年十一月
至 十四年十月

会社名	資本金		工場数	原料使用高	砂糖製糖高
	總額	払込額			
山口糖	六三〇〇〇	四三〇八〇	一三	四、四七九、九九六、四八〇	五、四七八、六四八、一〇六
新興	一、二〇〇	一、二〇〇	一	二四七、九四二、一八〇	二〇一、三七三、一九〇
明治	五八、〇〇〇	四五、〇〇〇	七	四、一九九、九三七、四五〇	五、一三七、四三八、〇八六
大日本	六一、九七〇	五六、三三三	九	四、五三七、七三四、七三〇	五、三七六、七一九、八七二
塩水港	六〇、〇〇〇	三六、九三七	七	三、八九二、七〇六、六〇〇	三、三九五、三七八、三三〇
帝國	二七、〇〇〇	二〇、〇五〇	六	一、五六八、三一三、五七〇	一、九八三、六五六、〇七四
昭知	一五、〇〇〇	一八、三三〇	五	八五六、八〇七、八三〇	九九七、四五〇、七九〇
台東	三、〇〇〇	二、〇六二	一	一七八、九〇四、一九〇	二二二、一九〇、〇五〇
三五公司	三、五五〇	三、五五〇	一	九〇、〇一八、一五〇	一〇七、八六三、四五八
株式合計	二九二、七二〇	二二一、六六一	五〇	一九、〇四八、三三六、一五〇	二二、九〇〇、七七七、九四四
改良			七	二八〇、二四四、五七六	四二一、一四九、四三〇
旧式			六四	二八五、三八八、八四六	三三三、六四三、三九六
總計			一二一	一九、六三三、九六三、五七二	二二、六四五、五〇九、七六〇

昭和十四年三月末日現在

「昭和三年期には株式工場の運轉せるもの四十五工場、資本金總額二億九千九百五十一万に増加したが、その後会社の整理合同等により、昭和十一年期以後は資本金二億三千五百五十二万に減じた。しかし能力においては工場の増設拡張が行われ、却て増加を示している。」

〔台湾事情、昭和十四年版、四九九頁〕

〔備考〕 帝國主義下の台湾 六五頁。

1/10 斤を以て

五

新式製糖場、改良糖廠及旧式糖廠の工場数、能力及産糖高

年 期	新式製糖場			改良糖廠			旧式糖廠	
	工場数	能力	産糖高	工場数	能力	産糖高	工場数	産糖高
明治三十一—三十九	七	一、五二六	一、二七六五	五二	三、二七六	一、八、六六九	一、一〇八	九六、三五三
" 四一—四四	二一	一七、三三〇	三、二、七四六	七四	六、一三〇	六、七、九二二	四九九	五八、八九五
昭和一一—一二	四五	三六、五〇〇	六、七、〇一八	九	六〇〇	五、五七一	一一五	八、六四三
昭和十二—十三	四八	四四、〇八〇	六、六、〇九二	七	五六〇	二、二、四三五	六四	一六、九〇六

〔台湾経済年報、昭和十一年版、四三〇頁〕

甘蔗植付面積、昭和十二年期

台湾糖株式会社	二九、六二四	甲
新興	一、八五九	
明治	二〇、九八三	
大日本	三〇、一一四	
鹽水港	一九、二六三	
帝國	九、二三〇	
昭和	五、七九八	
台東	一、五五〇	
合資会社三五公司	七、七四	
新式製糖会社合計	一、一九、二〇五	
改良糖廠	一、九三一	
旧式糖廠	二、七四七	
總計	一、二、三八八	
全島植付面積	一、二、四、五五五	

〔台湾總督府統計書〕

〔備考〕帝國主義下の台湾、三三頁。

各種産業生産總價額累年表

実数(千円)

年次	總数	農業	工業	林業	其他	總数中 農業の割合
明治三十五	七,七五一	五,六〇七	一,二〇六	六二	井田	七八.三三%
大正 六	二六,八一五	一三,〇六三	一三,九二二	二,〇九一	井田	四八.七二
昭和 二	五二,二一六	二七,三四一	一八,九四七	一四,四七七	井田	五三.二九
昭和 十二	八四,〇七六	四〇,九九六	三六,三八一	一六,六六四	井田	四七.九一
昭和 十四	一二四,八七五	五五,八二六	五七,〇七三	二四,八二四	井田	四四.四九
昭和 十五	—	五四,四四七	六二,九一七	二七,六九四	井田	?

指数

年次	總数	農業	工業	林業
明治三十五	100	100	100	100
大正 六	三三四	二三二	一〇二七	三三六一
昭和 二	七二二	四八五	一,五四一	二三,三七四
昭和 十二	一一七二	七二七	三,〇一六	二六,七九〇
昭和 十四	一,七三二	九八二	四,七三一	三九,八九一

(水産業その他を除く)

生産高と総輸出高

一、生産物総價額と輸移出總價額との比較 [台湾經濟年報、昭十六年版]

品名	生産		輸出		總輸出合計	
	價額	指数	價額	指数	價額	指数
明治三十五	七八九三四	100	一四、六七五	100	九、四四五	100
大正 十四	六五九三三七	八三五	四七、九六五	三三七	二五、二四八	二、二七九
昭和 十二	八四、〇七六	一〇六六	二九、九一八	二〇四	四〇、〇五九	四、三四四
昭和 十四	一二四、八七五	一五七五	八三、一九四	五六七	五〇、九七五	五、三九七
					二六、三二四	二、八二二
					四四〇、一七五	九、一三
					五九、九三九	六、四五七

一、主要な輸出品の生産高と総輸出高 [台湾總督府統計書]

昭和十二年

品名	生産高		輸出高		總輸出高	
	價額	指数	價額	指数	價額	指数
米	九、二三三、一三七		四、八八二、三三三			
粗製茶	二、五三三、九五五		一、六八九、六七〇		一、六一九、一五七	
再製茶	一八、九五四、五三六		二四、七二一、三六一		二、七三七、九四五	
バナナ	三六四、三一五、一九五		一〇、四六、四一七		二、六八九、七五四	
パイナップ	一〇七、七九四、四五四		三九、〇五二		一、六七〇、五六一	
砂糖	一、六七八、九三〇、一五八		三六、七二一、一〇〇		一、四九〇、一三八、六〇〇	
パイナップ	六、八八八、四四五		七二二、二五一		二、九七四、九五四	

〔備考〕 帝己五義下の台湾、五四頁。

外國貿易と内地貿易の比較
〔台湾貿易年表〕

(單位、千円。)

	輸出	移入	輸出	移入	輸出入合計	移出入合計
明治三十	一、七五一	六、一〇五	一、六五九	六、七二四	三、四一一	五、八二八
昭和三	四、三二五	二〇、一一〇	六、〇〇八	一、二、四〇五	一、一、三三三	三、三、五一四
昭和十二	二、九一六	四一〇、二五九	四、二二九	二、七、八九五	七、四、一四五	六、八、一五四
十四	八、三九四	五〇九、七四五	五、〇四二	三、五、七、六〇八	一、三、四、三三六	八、六、七、三三三
					按(一、三、七〇)	一、四、八、八二

〔備考〕 帝國主義下の台湾、一五二頁。

外國貿易、內地貿易、朝鮮貿易

〔台灣貿易年表〕

一、外國貿易

年次	輸出	輸入	合計	指數	輸入超過
明治三十九	二、三九六	八、六三一	二〇、〇二七	一〇〇	(+) 二、七六五
大正十四	四七、九六六	五六、四八九	一〇四、四五四	五三三	(+) 八、五二三
昭和二	四四、五九八	六五、八四〇	一一〇、四三八	五五一	(+) 二一、二四二
" 十一	二九、九一六	四四、二二九	七四、一四五	三七〇	(+) 一四、三一三
" 十四	八三、一九四	五、〇四二	一三四、三三六	六七〇	(+) 三二、一五二

〔備考〕 帝國主義下の台灣、一九〇頁。

二、内地貿易

年次	輸出	輸入	合計	指數
明治三十	二、一〇五	三、七三四	五、八三八	一〇〇
大正十四	二一五、二四九	一二九、九〇六	三四五、一五五	五、九二二
昭和二	二〇二、〇七九	一二一、一〇八	三二三、一八七	五、四四三
" 十一	四一〇、三五九	二七七、八九五	六八八、一五四	一一、八〇八
" 十四	五〇九、七四五	三五七、六〇八	八六七、三五三	一四、八八二

三、朝鮮貿易

年次	輸出	輸入	合計
明治四十四	一、三三五	一、四四一	二、七九六
大正九	二七六	三、〇三〇	三、三〇六
昭和二	五、六四七	三、〇三〇	五、九九〇
昭和十三	九、九二六	二、八九〇	一一、八一六
昭和十四	一八、三五五	一六、八七三	三、二二四

〔備考〕 帝國主義下の台灣、一九一頁。

重要移出品 累年價額

台湾事情 第十四年版 六四一四頁

重要移出品

品名	明治三十五年	大正十六年	昭和十二年
米	一六〇、八、八六〇	一、二、六、一、八、三、九四	一、三、六、一、七、一、〇、九二
砂糖	三、一、七、三、四〇七	六、八、三、四、四、七、一九	一、八、八、九、八、九、三、五
パン罐詰	七六〇	二、六、四、二、二、七	七、五、九、九、八、四、九
酒精	?	六、四、八、二、五、七、六	七、四、二、九、五、六、七
ハナナ	?	一、六、〇、〇、六、一、八	一、一、七、三、六、四、一、二

本表の外、紙、帽子、木材、樟腦、鯨骨、石灰、食塩、鮮魚介、切乾薯蓣等の重要移出品がある。

重要移入品

品名	明治三十五年	大正十六年	昭和十二年
小麦粉	五七、七、六六	二、八、九、〇、三、八二	二、〇、八、四、一、七四
乾魚及鹹魚	九八、四、九四	五、一、二、六、三、一六	二、〇、三、九、四、八九
絹織物及絹織物	一〇、六、五、四、九七	六、六、〇、八、三、〇二	二、一、六、三、五、一、五五
紙(各種)	二、二、三、八、三、七	一、三、六、四、三、一七	六、三、三、九、一、九二
木材	七、〇、五、六、三、七	一、七、九、七、五、二〇	一、三、〇、五、五、五、一〇
肥料	八、三、七、三	六、九、七、七、一、六	四、一、三、八、九、八、三

本表の外、柿椒類、清酒、紙巻煙草、麦酒、マッチ、錫、セメント、カンニシ、蠟、自動車、石油、毛織物、メリヤス、肌衣、製帽原料、鉄道建設材料、自動車、味の素類、履物類、糸類、菓子類、罐詰食料品、ニンジンミルク等の重要品あり。

主要農產物收穫高の増大

年	米	甘蔗	芭蕉	鳳梨	茶	甘藷	黃麻
大正三年	四六〇八	二六四二	二〇四二	七〇二〇	二二七二	一三六九	四四九〇
八年	四九二三	五六一一	三七五三	八〇五八	二六五五	一六六四	四七三九
十三年	六〇七八	七七九四	二九一九五	一〇九九七	二〇六三	一八六七	五九九六
昭和四年	六四八〇	一〇、五七七	一九六六三	四六、六六六	一八三〇	一五四五	六、二九九
七年	八九四九	一三、四一五	二七、五四〇	七五、〇四一	二四七〇	二、三八八	七、六五四
十年	六九九四	一六、一四六	三三、二四六	八七、二一九	一七八〇	一、四三五	七、一五四
十六年	八、三九三	一三、九八七	三一、一七〇	六六、三三五	一九一六	二、八三一	一八、八九〇

「台湾經濟年報 附表」

米の移輸入

〔台湾農業年報〕

昭和元年	輸 入		移 入	
	数 量	價 額	数 量	價 額
二〇	一〇〇,七五九,六二二斤	九,二六四,九九七円	五六七,七九四,五〇二斤	六三,〇七七,二八五円
三〇	一九九,六〇一,二一七	一五,四四三,〇一四	六七五,八〇〇,三四〇	六六,八三三,四四二
五〇	七一,六九八,九四八	四,九九九,六五六	二四,四一六	五三四,三七四
八〇	一七,〇六四,二六七	一,一〇一,二七二	六,九七七	二二〇,一七四
九〇	一〇,七七一,六六四	四八三,〇六三	六,六五〇	一七八,三二五
十〇	〃	〃	六,八四四	一八六,四六四
十一	〃	〃	六,二八九	二二七,二〇六
十四	〃	〃	六,三六〇	二六六,七〇四

台湾の重要農産物の生産増加と移輸出増加 [台湾總督府統計書]

一、收穫高、實數

明治三十五	米	一六九三 十石	甘蔗	六八三、一五八 十斤	甘藷	五〇、一六〇 十斤	芋蕉	—	芥末	一三、七六四 十斤
大正	米	四、〇四七	甘蔗	三、一五九、五九九	甘藷	一、一三一、七六七	芋蕉	一、二〇三、七	芥末	二二、三三九
昭和三十二	米	六、四四三	甘蔗	八、八三九、八三三	甘藷	一、九〇八、九一五	芋蕉	二、六七、六四二	芥末	二〇、九〇四
昭和三十三	米	九、二三三	甘蔗	一四、二七一、八七四	甘藷	六、九四九、九七五	芋蕉	三、六四、三一五	芥末	二、一五、五四
昭和三十四	米	七、九〇一	甘蔗	一三、六五八、〇〇〇	甘藷	二、五三〇、七〇〇	芋蕉	三、一一、七〇二	芥末	一九、一〇六

二、同、市町村指数

明治三十五	米	一〇〇	甘蔗	一〇〇	甘藷	一〇〇	芋蕉	—	芥末	一〇〇
大正	米	二三九	甘蔗	四六二	甘藷	三三四	芋蕉	一〇〇	芥末	一七五
昭和三十二	米	四八一	甘蔗	一二九四	甘藷	三八一	芋蕉	二、三七九	芥末	一五七
昭和三十三	米	五四五	甘蔗	二、〇八九	甘藷	五八六	芋蕉	三、〇二九	芥末	一六九

三、輸移出入高

明治三十五	米	四四一 十石	甘蔗	一〇〇 十斤	甘藷	一一 十斤	芋蕉	一〇〇
大正	米	六六六	甘蔗	一四九	甘藷	一、七〇八	芋蕉	八〇〇
昭和三十二	米	二、四〇八	甘蔗	五四六	甘藷	五〇、二九二	芋蕉	二、三五六
昭和三十三	米	四、八八二	甘蔗	一、一〇七	甘藷	一〇八、八〇一	芋蕉	五、一八一

四、輸移入高

明治三十五	米	七七 十石	甘蔗	一〇〇
大正	米	一三六	甘蔗	一六四
昭和三十二	米	七三〇	甘蔗	九四八
昭和三十三	米	六、六	甘蔗	九

備考 帝國主義下の台湾、一六三頁。

重要輸出入品 年價額 (台湾事情 昭十四年版 六三—四頁)

重要輸出品

品名	明治三十五	大正	昭和	十二
烏龍茶	六,〇三三,三三四 円	一,七三三,〇七三	五,一〇二,六二一	二,五三九,九二五
包種茶	四八,〇六八 円	六,七六一,七七七	六,四五四,二七四	二,四四六,一八二
石灰	一,一五,五六八 円	一,八二一,八五九	六,一七四,四八八	一,三六九,三四二
砂糖	二,〇五九,一六五 円	一,五七七,五三四	二,五五〇,七三〇	二,五九〇,四九六
綿織物	九,六七九 円	一,四六三,九〇七	三,一八〇,二三七	一,二九〇,一〇一
乾果及鹹菓	二,〇八〇 円	一,七一〇,九〇六	三,七四六,三〇三	二,〇〇,一三〇

本表の外、酒精、米、マツ、苧麻、錫、セメント、蜜柑、パイン、雜穀、ハチ、紅茶、絹織物等の重要品がある。

重要輸入品

品名	明治三十五	大正	昭和	十二
米	三,七六八,九三 円	四,三〇,〇六三	一,五四七,三三八	—
カンチ重囊	一八,四七九 円	一,一九〇,四五九	六,四二一,四六三	二,七七五,九〇〇
大豆	九,五四六 円	四二,八二一	六,六二一,一九二	五,〇五五,九七〇
木材	四三三,一七八 円	五七八,二三四	二,六九二,三四二	四八九,四五八
硫酸モリブデン	— 円	—	八,六六七,〇〇〇	一,四二一,六一五
大豆糖	— 円	—	—	—

本表の外、燈油、桐油、包紙、鉄材、葉煙草、小麦、麵、魚油、揮発油、黄麻等の重要品がある。

台灣重要商品輸出入額 單位千圓

輸出入	輸出入	
	五年	十四年
輸出	五年	十四年
米	三八六九七	一三八五〇
白糖	八五七〇	一七〇〇七
烏龍茶	二六二八	四三三二
包種茶	五八九四	八七五七
紅茶	二四八	七七一
砂糖	一四一九三二	二五九八三七
鮮魚介	二一八三	三七一九
椰子	三五四二	一三三四二
樟腦	二三四一	六〇一〇
酒精	四〇七九	一六五三八
帽子	三〇〇四	三八三〇
石灰	三二二三	九一六七
鑛	四八一〇
木材	一三七九	五、〇六
輸入	五年	十四年
大豆	二九四五	七、三三〇
小麥粉	二三七四	七、六三五
味素類	一五七〇	四、三八八
糖菓及鹽菓	四、四〇七	九、六二九
罐詰食品	一、九一六	六、一四四
清酒	二、一四	六、九〇九
啤酒	三、三七八	五、一三五
紙捲煙草	六、七六二	五、七七六
燈油及輕油	一、八六三
糸類	一、四六四	二、六〇五
綿織物及絹織物	一、三、六〇一	一、九、七六四
毛織物	一、四三八	四、三七五
絲織物	三、五二五	八、一一四
紙	一、一一〇	三、三〇六
セメント	三、三八六	七、四五〇
鐵	一、六三三	二、五七四
自轉車及部屬品	九、〇六九
自動車及部屬品	一、九五二	四、一一〇
木材	二、三四五
製糖原料	六、〇三五	一、九〇七〇
製糖	一、一四六	一、六七
大豆粉	二、一一〇	一、九一四
大豆粉	一〇、三四八	二〇、三七一
硫酸	一〇、六二三	二〇、二七九

備考。昭和十五年十月以降發表停止
 [台灣貿易月表口據より]

一、農業生産物中における米と甘蔗の地位、(單位、千円)

農業總生産物價額	明治三十五年		昭和十三年	
	價額	百分率	價額	百分率
米	五六、二〇七	一〇〇.〇%	四六〇、一一二	一〇〇.〇%
甘蔗	二〇、二三九	三五.九%	二三七、八九五	五.一%
	三、一四四	三.八%	七八、一九三	一.六%

二、工業生産中における砂糖の地位、(單位、千円)

工業總生産價額	明治三十五年		昭和十三年	
	價額	百分率	價額	百分率
砂糖	一、〇六三	一〇〇.〇%	三九四、一四七	一〇〇.〇%
	四、二三一	三五.〇%	一九四、〇五一	四九.三%

三、米、甘蔗、及砂糖の台湾總生産物中に占む百分率

	明治三十五年		昭和十三年	
	價額	百分率	價額	百分率
米	九、二九八	二八.一%	二八、一三三	二八.一%
甘蔗	二、二九八	九.二%	九、二二五	九.二%
砂糖	五、八八九	一七.八%	二一、九六六	二一.九%

〔台湾經濟年報、昭十六年版、四二八頁〕

日本砂糖生產高調 (單位: 擔) 一擔 = 180斤

年期	台灣 (甘蔗糖)	南洋 (甘蔗糖)	內地 (甘蔗糖)	北海道 (甜菜糖)	樺太 (甜菜糖)	合計
昭和十一年期	150,379	819,268	194,930	515,871		1,830,368
" 十二 - 十三 "	164,963	1,241,677	173,528	694,661	66,305	2,040,134
" 十四 - 十五 "	188,875	970,000	181,407	415,330	58,638	2,144,240
" 十六 - 十七 "	194,000	1,100,000	188,000	565,000	50,000	2,307,000

〔台灣經濟年報、四十六年版、一七二頁〕

嘉南大圳

「東亞農業は灌漑農業であり、台地は熱帯性気候ありを以て、台地農業は水支配と密接に関連する。而して水支配には防水と灌排水の二面あり、我國の資本と技術とは、前資本主義的土着家、高利貸、商業資本家により、地位的水利事業を促進せしむる。明治二十年乃至昭和三十二年に於ける河川總工事費は約五千萬円であるが、このうち圧倒的部分が国庫支出である。大正十三年以降は州及び地方民から工事費の二割に相当する工事材料又は労力の寄附を受け、昭和四年後から河川施設の結果地方負担金として工事費の百分の三すなわち州民の負担による。而して政府は糖菓を奨励するため積極的水利政策を展開せしめしむる。即ち民設埤圳擴張改善と官設埤圳開發計画は甘蔗園のみに限らず、稲作にも利権人がなすのであるが、特に甘蔗園の灌漑排水のためは明治四十二年以来工事費の五割以上の補助を與へ、以てこれを奨励しむる。かくて我國の資本と技術とが居住民労働を勤勞して開發を行つたのである。ここに其本格的に開發關係を認めざるを得ない。この埤の農業水利は政府の強度の経済的援助により發達せしめしむる。其に、他面その四層を統制下にありしことをその特徴とする。国家資本と近代技術とが基礎的灌漑排水工事をなし、水支配を短期に大規模に、即ち昭和三十二年嘉南大圳である。

嘉南州嘉南平野は甘蔗業経営上最も好適な地形であるが、由來灌漑排水の便が悪く、畑及び畜天田が乏しく、天水に依存する原始的耕作を営んでいた。かくこの地帯に適切な灌漑排水設備を施し、農産物の増收を図る目的を以て、嘉南大圳が築き立てられた。即ち大正九年九月埤圳新工事に着手し、總工事費五千四百十餘萬円の巨費と七年の歳月を費して昭和三十二年竣工したのである。事業区域は台南州下十郡四十六街庄に亘り、灌漑面積十三萬七千五百六十甲步、組合員（地主、所権者、小作人、埤圳所有者）は十萬人に達している。嘉南大圳事業費財源は六千六百十四萬九千四百十九円にして財源不足を平せば次の如くである。

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。

該組合維持経費は、現在組合費が甲当年額九月五十匁、臨時組
 合費が一月八十匁あり、工事期間中臨時賦課金を賦課し土地に對しては
 甲当年額十七匁、臨時賦課金を賦課し土地に對しては十九匁四十匁を
 徴収している。かくて国庫支出が多く、事業未だ同増の發達せしむるため、官廳
 が積極的に進出指導している。〔台湾經濟年報、四十八年版、三五―六頁〕

国家補助金	二六、七四〇、〇〇〇円	總額、四九、四〇%
工事期間中組合費賦課	八、九三二、一一九	
借入金	一八、七三五、〇〇〇	
{ 国家	一、七四三、〇〇〇	
{ 勸業銀行	三二、四七八、〇〇〇円	
計	六六、一四九、一一九	

砂糖需給、台湾内地比較

(單位、千擔)

〔台湾總督府期〕

内地 (内地府県、北海道及樺太)

年 期	内地 生産高		内地 輸入高		内地 輸出高		内地 消費高		人 口 (千人)
	生産高	輸入高	輸入高	輸出高	輸出高	消費高	消費高		
大正八一九	一六四・九	六九七・八	三六六・一	一〇八・一	一〇九・六	六・六一三・一	一・七九	五六、〇六八	
昭和四一五	一六五・〇	四〇七・六	二九九・六	三六三・二	二二・二	一四、八六三・八	二・九五	六三、一八九	
九一〇	一六五・八	三三三・八	一五、一五三・五	二、六九二・二	二、七九	一六、九一四・〇	二・四三〇	六九、五八六	
一〇一〇	一五〇・五	三、六〇〇・〇	一三、〇七六・六	二、九七八・六	二、四一・二	一五、九六二・〇	二・二六一	七〇、五七九	
一一一〇	一三三・七	一、八四三・〇	一三、〇四三・四	二、四八二・一	二、三六・五	一五、六四一・二	二・一八五	七一、五七四	
一二一〇	一四一・〇	一、三九八・八	一、二四二・八	二、二六七・八	二、四五・〇	一三、九四九・一	一・七八五	七三、五五〇	
大正八一九	三、七二〇・一	六、三六九	二、九二二	二、九一六・三	二、三六・七	六、五五二	三、六三〇・三		
昭和四一五	一、三五〇・八	二・〇	五八〇	七、五二二・八	七、二・三	一五、九六	四、四六二・六		
九一〇	一六、〇九四・二	—	六、二九	八、五五六・四	八、三〇・九	一五、六三	五、三一五・六		
一〇一〇	一五、〇四六・六	—	五九二	四、七七九・三	八、六八・四	一五、九三	五、四五一・八		
一一一〇	一六、七八九・三	—	四一三	二、七四一・九	八、九三・〇	一五、九六	五、六〇九・〇		
一二一〇	一六、四九六・二	—	四一一	一、三二一・八	九、三一九	一六、一六	五、七六四・九		

備考、人口は各年十月末現在人口、内地人口は内地府県、北海道及樺太を合算したるものなり。

一、主要農作物

作付面積

昭和十五年

十六年

米 六五八、四二八 甲

六六六、九九二 甲

甘蔗

一三六、五八〇

一四六、六五六

製糖用甘蔗

一七四、二九四

一六二、〇七三

收穫高

昭和十五年

十六年

米

七九〇、四九二 石

八三九、三〇四 石

甘蔗

二五〇、七〇〇、七四四 斤

二八二、一八九、五四三 斤

製糖用甘蔗

一六六、八、四六五、九一八 斤

一三九、七、三〇八、五一九 斤

概價

昭和十五年

十六年

米 (玄米)

二一三、四三九、二九〇 円

二四六、三一四、四八三 円

甘蔗

四三、二五四、二九六

三六、八二八、一一二

製糖用甘蔗

九五、九四六、二四八

八四、二八七、五二一

一、甘蔗の作付及收穫

昭和十四年 十五 十六年 期	作付面積	收穫高
昭和十四年	一七五八一	一四七六八
昭和十五年	一六四〇一	一四九九五
昭和十六年	一八四三二	一九三六
台湾製糖株式	二二八六	一三九〇
新興	二九七九四	二五七四
明治	五八四八七	四一〇五
大日本	二五八七〇	一八四〇
塩水港	三八九	二〇三四
台東三五五公司	一五五八	七六五
改良糖廊	三七六〇	一二〇
旧式		二三四

二、林野面積

平地	森林	原野	私有地(再掲)
五九八三七	二二八九七	二〇五三五	三二二八九
一三三八五	三三三三〇	二六二二	九七
一八二一九	五二八七六	二〇七八七	三六三八六

三、漁撈、採探従業者

内地人	本島人	専業	兼業
六〇二人	八二六七四人	五五五人	四五六人
		三五六七一人	四七〇〇三人

特別法による独占企業

(1) 台湾銀行

島内銀行資金、準備金、営業所 (昭和十四年六月末現在)

銀行名	公称		準備金	営業所	
	資本金	払込		本店	支店
台湾銀行	一五,〇〇〇,〇〇〇 円	一六,一三五,〇〇〇 円	八,〇〇〇,〇〇〇 円	一	三二
台湾商工銀行	五,〇〇〇,〇〇〇	二,五八九,八五〇	九〇四,四九五	一	(一七)
彰化銀行	四八〇,〇〇〇	二八四,〇〇〇	一,一六七,七三五	一	二七
華南銀行	二五〇,〇〇〇	一八七,五〇〇	三七七,七四五	一	一七
台湾貯蓄銀行	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一三二,一三〇	一	三三
計	二八,〇〇〇,〇〇〇	二〇,六七九,八五〇	—	五	(八二)
早勸業銀行支店				三	(四)
三和銀行支店				三	—

() 内は 島外店、数量目

台湾事情 昭和十四年版 六五五頁

備考 市部主義 下ノ台博七四頁

(四) 台湾電力株式会社

「台湾電力株式会社創立当時大正八年八月起工した日月潭水力電気工事は、その後財界の影嚮を受け久しく中止を繰り返したが、昭和四年再興の議を決定し、之が資金調達に足るは外債募集に依り、その元利支払を政府に於いて保証するの安末を以て中議会の協賛を得た。六年七月米価に於いて三千三百八十萬ドルの積戻成立し、翌年計画を以て本工事に着手し昭和九年六月一部送電開始、同十月全工事を完成した。」

(台湾事情 昭和十四年版 四二一―八頁)

「同社は、昭和九年十一月末に竣工を見、同年末同社の電気供給量は十四萬五千五百キロワットに達し、全島發電力の九割を占めるに至つたが、該工事後工費削減の昭和二年末に於ても、台湾における電力会社は八社、その發電力合計二萬七千キロ、資金總計四千三百八十萬円であるが、台湾の電力は、そのうち出力に於いて六割三九、資金に於いては六割八分を独占してゐる。」 (台湾經濟年報 昭十六年版 七九頁)

昭和十二年現在

電燈總ワット数

電力及電熱の總ワット数

台湾電力株式会社	四一、三一九、四〇〇	一一九、二六九、四〇〇
台湾電燈	七、七六二、四七〇	五、八一五、三〇〇
台湾合同電氣	二、一八六、五四〇	一、五六六、〇七〇
花蓮港電氣	六〇二、八五〇	七五七、一六七
恒春電氣	七四、七三二	—
南庄電氣商會	七、二九〇	—

計

五、一九五、二八二

一、二七、四〇七、九三七

(台湾總督府統計書)

自己資本の外來的性格

4月末日における會社株式の資本金の内別額 (株式會社資本金二十萬圓以上のもの)

区分	内地ヨリ	内地		計	其他	計
		内地人	本島人			
昭和十五年 百分比	二五三、三六七 4月	八〇、六五〇 4月	三八、三四九 4月	一一八、八九九 4月	一九八五 4月	三七四、二六〇 4月
昭和十四年 百分比	二七二、七七八	九二、三九〇	三九、〇九四	一三一、四八四	二一八七	四〇六、三九九
昭和十三年 百分比	二七二、七七八	二二・七	九・七	三二・四	〇・五	一〇〇
昭和十五年 百分比	三〇三、五三二	一〇九、九八八	三九、三四三	一四九、三三一	六三七九	四五五、二四一
昭和十四年 百分比	二六六・七	二四・一	八・七	三二・八	〇・五	一〇〇
昭和十三年 百分比	二五九、四六七	一二五、一五五	四三、七五七	一六八、九一二	三四五〇	五三八、八三九
百分比	一六七・六	二二・五	八・三	三一・八	〇・六	一〇〇

〔公債、控増年報、昭十五年版、三五七頁〕

會社數比較

會社合計	昭和元年		昭和十年		昭和十二年	
	朝鮮	台灣	朝鮮	台灣	朝鮮	台灣
社數	1,276	647	2,359	1,086	3,217	1,150
資本金	447,282 <small>4月</small>	537,230	916,553	480,493	1,641,369	517,832
払込額	266,361 <small>4月</small>	336,607	591,276	330,771	2	357,183
社數	315	211	313		359	
資本金	724,511 <small>4月</small>	351,132	316,930		305,111	
払込額	433,344 <small>4月</small>	226,772	234,924		235,531	

會社總數	明治四十二		大正十四		昭和十四	
	全	台灣	全	台灣	全	台灣
社數	1,154	63	3,434	751	8,512	1,641
資本金	343,455	751	851,122	1,641	1,367,164 <small>4月</small>	320,933
払込額	1,367,164 <small>4月</small>	320,933	1,089,000 <small>4月</small>	350,531	34,035,000 <small>4月</small>	549,857
社數	1,154	63	3,434	751	8,512	1,641
資本金	343,455	751	851,122	1,641	1,367,164 <small>4月</small>	320,933
払込額	1,367,164 <small>4月</small>	320,933	1,089,000 <small>4月</small>	350,531	34,035,000 <small>4月</small>	549,857

備考 帝國主義下の台灣、一五〇頁。

工業別組織別表、昭和八年現在

工業別	會社	公司	組合	個人	工場数
紡績工業	四	—	—	五五	五九
金属	—	—	—	九一	一〇一
化学工業	一六	—	—	一七一	一八九
窯業	—	—	—	五九九	六三八
食品	—	—	—	四三六	四七八
食料品	一六〇	—	—	四、〇一五	四、三〇八
その他	四六	—	—	六六七	七二二
	二九五	一三八	三八	六、〇三四	六、四九五

「表によると昭和八年工場数は六千五百の多きを計算しているけれども、その九割は個人経営であり、会社組織のもの僅かに五割を出てない。また会社から組合経営によるものはすべて小規模であり、金融の円滑を欠き、生産者責任の欠けたものである。個人経営のものにはこの点を注意する。」

〔労働経済年報、四十六年版、四七二頁〕

会社總表

明治三十二年	昭和元年	昭和十二年	昭和十五年	
會社數	三	三	三	
資本金及出資額	一〇、一七〇、〇〇〇 円	四八九、六四〇、〇〇〇 二、四八〇、〇〇〇 五、一一一、〇〇〇 五、一七、八三三、〇〇〇	八、三〇、六八八、七〇〇 二、六、三四九、三四五 七、二八四、四七三 八、六四、二二二、六一八	五、二一、九八六、三八一 一、五、五二〇、八二八 八、八一、四五一 三、三六、三二六、六六〇
同社込額	八、八六〇、〇〇〇 円	三、二八、五九一、八八四 二、三、四七九、九一六 五、一一一、五六五 三、五七、一八三、三六五	五、一五、〇一六、九六九 二、六、三四九、三四五 七、二八四、四七三 五、四九、 八、六四、二二二、六一八 五、四六、七八七	

備考

帝國主義下の台灣 五五頁。

〔台灣總督府統計書〕

銀行貸付金及預金

單位千圓

「台灣總督府統計書」

昭和十二年

	總計	島内	内地	外国
銀行貸付金	三三〇,五七七	一九九,五六四	八〇,三〇六	五〇,七〇六
同百分比	一〇〇.〇〇	六〇.四	二四.三	一五.三
銀行預金	二二六,二〇五	一七五,二一二	四一,九四五	一〇,〇四七
同百分比	一〇〇.〇〇	七四.二	一七.七	八.一
台湾銀行貸付金	二五八,四七五	一三〇,三二六	八〇,三〇六	四七,八五三
同百分比	一〇〇.〇〇	五〇.四	三一.一	一八.五
台湾銀行預金	一四八,八一四	八九,三五六	四一,九四五	一七,六一三
同百分比	一〇〇.〇〇	六〇.〇	二八.二	一一.八

「備考」 帝主主義下の台湾、一五二頁。

昭和十一年

	銀行貸付金	銀行預金
銀行貸付金	三〇七,〇六七	六八七,〇五四
銀行預金	一六八,〇七四	九二,九一十
總計	一六八,〇七四	一七三,四一七

11/16、湯原社様宛

一、銀行預金及貸出金 (単位円)

貸出金残高	總額	島内	内地	外国
總額	五四三,四九七・四二	三八三,六四六・九八	九五,二八九九・四一	六三,七九五・〇三
台湾銀行	四二〇,〇〇〇・七	二五四,五三三・二一	九五,二八九九・四一	六三,七九五・〇三
台湾商工銀行	五五,二六〇,三〇三	五五,二六〇,三〇三	—	—
彰化銀行	三三〇,二五三・一八	三三〇,二五三・一八	—	—
華南銀行	一〇,二〇三,一七九	八,六七四,七一一	—	一,五二八,四五八
三和銀行支店	三〇,八五〇,九三五	三〇,八五〇,九三五	—	—

預金残高

總額	六四三,八五八・八九〇	三七七,五三九・五三三	九六,九三三・三三〇	一七三,四一七・一二七
台湾銀行	四二二,九六九・四八	一五,六三一・一八九	九六,九三三・三三〇	二六八,四二六・〇二九
台湾商工銀行	九五,四四〇,〇七〇	九五,四四〇,〇七〇	—	—
彰化銀行	六,一七二,三三四	六,一七二,三三四	—	—
華南銀行	一〇,四七四,九七四	五,四八三,八七六	—	四,九九一・〇九八
三和銀行支店	五八,七七六,九五九	五八,七七六,九五九	—	—
日本勸業銀行支店	五〇,二六二・一五	五〇,二六二・一五	—	—

貸出金残高は、日本勸業銀行台湾各支店の貸付及台湾銀行
における同代理貸付を合算す

台湾各銀行の貸付日歩

〔台湾總督府統計書〕

昭和十二年度

銀行	最高	最低	(平均)
台湾銀行	二厘	一厘四	一厘八
台湾商工銀行	二厘七	一厘四	二厘
彰化銀行	二厘三	一厘五	一厘九
華南銀行	二厘三	一厘六	一厘九
三和銀行	二厘	一厘一	一厘五
五和銀行	二厘	一厘一	一厘五
全国主要都市	二厘三	一厘九	二厘一

〔備考〕 全国主要都市は内地台湾及樺太(朝鮮を含む)の主要都市、十二年六月現在
 〔備考〕 帝國主義下の台湾、一四五頁。

郵便貯金

年度	郵便貯金	内地本島人	郵便振替貯金口座
昭和十一年度末	一八五三 千円	三六二 千円	一六二
大正 二年度末	二三八〇	五五四	七〇七
昭和 元年度末	九、四四五	二七一三	一八二〇
昭和 十年度末	二七、一〇七	五、九六三	三、一七四
昭和 十六年度末	六九、八九九	一三、七〇〇	

〔備考〕 帝國主義下の台湾、一五一頁。

台人預金調

〔台湾経済年報 昭和十八年版 附表〕

昭和十六年

銀行預金 貯蓄預金	台人預金			計
	内地人	本島人	外国人	
七四、三〇、七七五 円	五三、一四、五〇三 円	七、二四、六二二 円	四、二、五七、八〇〇 円	三、七、七、五三九、五三四 円
二四、八二、六〇三	一一、三三〇、八三一	一、九七二	一、一六、九一五	四、三、一、九、五、四七〇
九九、一三七、三七八	六四、三、五、六、三三四	七、四、四、三、四	四、三、六、九、五、一、五	四、〇、七、七、五、三、〇一〇

山口博也氏一人当何人貯金並北込投資額

昭和十六年末

項目	内地人		本島人	
	金額	一人当	金額	一人当
普通銀行貯金	七四、三二〇	二〇三	五三、二四五	九
貯蓄	二四、八一六	六七	一一、二一〇	二
郵便貯金	五四、二五一	一四九	一三、七〇〇	二
合計	一五三、四三七	四二九	七八、〇五五	一三
株式投資額	一三五、〇〇〇	三四二	四三、〇〇〇	七

〔備考〕 昭和十六年末人口

内地人 三六五、六八二人
 本島人 五七、三五七〇五人
 計 六、一〇、三三七

山口博也氏年報、昭和十八年版
 三六〇頁

◎製糖工場労働者

制糖工業労働者を大別して、工場労働者、農場労働者に分ち、工場労働者は更に之を機械工、製糖工、包装工及雑役夫に分ち、出稼ぎが、この中、機械工、製糖工は所謂「熟練工」で、主として會社で直備するが、包装工並に雑役夫は大部分請負制で、製糖期間中、苦力頭を通じて雇傭される。イオ式工場労働者の平均賃銀をみると、

内地人、二月一ニ銭 乃至 二月六九銭
本島人、八五銭 乃至 一月四九銭

尚、製糖会社の自作農園における耕作は、苦力として従事せしめられるが、大部分請負制により苦力頭を通じて雇傭する。農業労働者の請負賃銀については、各苦力一月の収入概算、男力約五、五乃至五五、女三〇、乃至三五、見当にして、之は賃銀はまじめ苦力頭に支払われる制法となつてゐる。『台湾経済年報』昭十七年版、五一―五二頁

◎パイ管製糖工業労働者

罐詰工業の労働者の大部分は女子労働者に依存す。昭和十四年を以て見ると、一七、〇四人中、男四、一三人、女一三、九一人で、約三倍である。所謂「外皮の除去と芯の抜き」のほかに「目取り、罐詰作業等」は、強いて女子にふる行ゆべきである。

	田力	男	女
内地人	一人	一人	一人
本島人	五九四	三〇三八	五五五―八五五
			三七五―四五五

(昭和十年 高雄州)

内地人、本島人別、以方竹者数

〔台湾總督府統計書〕

一、漁撈、採掘、口從事する水産従業者（漁民）

	内地人	本島人
昭和元年	四、二三〇人	一、二二、八八五人
〃 十二年	五、五八一	八六、二七五

一、鉱夫

	内地人	本島人
昭和元年末	四六二人	一八、七二九人
〃 十二年末	一、六四四	三三、四九九

〔備考〕 帝国主義下の台湾、一、二七頁。

臨時部

前年度剩餘金繰入

補充金

その他

一〇七、〇五五、一五三

七、〇六三、四三七

一、四六一、七六二

一四八、三六〇、九四六

九、〇〇一、〇二五

一、九三、八六三

一、補充金

前表の通り

なお、十六、十七、十四年度はなし

昭和十六年
昭和十六年
昭和十六年

一、歳入決算		昭和十五年	昭和十六年
總額		三、五二九、八五九〇	四、一四、二二五、五四七
經常部		二、四八五、三四三七	二、六五八、六四、六〇一
租税		五、四二四、八一五一	六、八二六、五八五
所得税		二、四六七、八三四五	三、八七七、二九九
配当税		二、二五八、一〇一	二、六八八、四九五
特別法人税		二〇、七九六	一、八四、六八九
地租		八、三三三、三二五	八、三一〇、六二三
家屋税		一、二六一、九六九	一、二九一、八二五
営業税		四、九八七、七二七	五、四二九、八二二
資本利子税		二、一三三、七三一	二、〇八九、九五
法人資本税		九、五〇、二五六	一、五七七、六一三
相續税		四、六九六、一九	五、三七〇、四五
鉱業税		二一九、二〇七	二〇、八七七
外貨債特別税		八七九、五八	七五、四〇五
台湾銀行券発行税		五〇八、四〇五	二八、〇〇二
砂糖消費税		七、〇一八、三〇	六、五七、〇五〇
織物消費税		一、六七、七七	三、八、二五七
揮發油税		四〇、一六七一	九、五、七二四
関税		二、五六二、二五二	二、三四五、五〇六
噸税		八、一三七、八	四、八九五、三
出港税		八、三八六、四	六、六、四〇四
印紙收入		八、六八八、四五一	八、七一四、三四六
官業及官有財産收入		一、七九三、九二六、一五	一、八四、六一〇、九六三
専賣收入		九〇、二九四、二九七	一〇〇、〇四三、七六八
郵便電信及電話收入		一、四一三、六一〇、九	五、四、二二八、三三六
鉄道及自働車收入		六〇、三三四、七四七	九、六〇、八二九
その他		一、四、六二七、四六二	一、七、三七八、〇三〇
その他		三、五二四、二二〇	九、七、二、七〇七

鐵道線路延長、昭和十二年

(イ) 官設

停車場 二五〇

線路延長 一〇四〇・二 米

(ロ) 私設

線路延長

内 營業線

内 専用線

二五・五四 米

五〇九・八 米

二〇〇五・六 米

右の中

大日本製糖

七〇〇・二

二二四・一

四七六・一

明治

六〇四・五

六六・八

五三七・七

鹽水港

五二二・七

九五・一

四一八・六

帝室

三三二・三

五一・五

三〇〇・八

昭和

一七八・二

三〇・〇

一四八・二

合資

四一・九

||

四一・九

台東製糖

二一・六

||

二一・六

新興

一八・一

||

一八・一

製糖會社

二四・六

一八・五

六・一

製糖會社

二四・五

四八六・〇

一九六九・一

一、内地農業移民

官立移民事業は、大正六年以降は之を中止することとなつたが、總督府は之の後には既設移民村の充實を図ると共に、私立移民事業の助成を主の方針を採つた。当時台東庁下の南拓移民事業を實施中の台東製糖株式會社を保護助成し、右事業を奨励、同社は旭、鹿野、鹿寮の三移民村を建設した。爾來官立移民事業は永く中止の状態であつたが、昭和七年迄は西都台湾に本事業を實施するものになり、先づ同年より同十年迄は台中州下の秋津村を、又同十年度高雄州下の日出村を建設した。而して其の成績は豫期の如く順調であつた。昭和十年迄は農業移民收容計画を樹て、十年間に約三、五二八戸一七、六四〇人を收容する方針の下に着々實施中にて、其の初年度たる昭和十一年度には既に高雄州下の牛寮村、常盤村を、台中州下の豊里村を夫々建設し、又之を以て建設したる秋津村隣接地にも更に移民を招致して同村を拡大した。尚此の外台南州においては昭和十年度より財団法人嘉南支那協會が台南州土農業國民學校、嘉南塾卒業生中の内地人を本島に定着せしむる目的にて、國庫及び州より補助金を以て榮村を建設し、引続き招致する方針であつたが、もとより此種事業は之を統一する必要があるので、十一年度より本府において行ふこととなつた。依て同年度に其の隣接地に移民を招致した。右の引続き昭和十一年迄は台中州下豊里村隣接地に鹿島村を建設し、台南州榮村隣接地に秋津移民を招致し、同村を更に拡大した。外東部台湾、台東庁下に敷島村を建設し、又之を以て十三年度鹿島村に移民を入植せしむると共に、秋津村に台南州榮村隣接地に春日村を建設した。昭和十四年版台湾事情四五六一―七頁。

「昭和十五年二月には、(前記)台中州下豊里、鹿島兩村の指導区域に於て、指導上円滑を缺くおそれあるを以て、豊里村の二部格と鹿島村の三部格を以て一村を分離し、之を香取村と命名した。なお十六年度計画として台中州秋津村隣接地に八洲村(假名)を建設し移民百戸を入植せしむる計画の中である。」

〔台湾經濟年報昭七、五五七頁〕

〔備考〕 支那の主要下のの博、一七五頁。

內地人農業移民村概況 昭和十五年未現在

〔台摺情報年報 昭和十七年版 五五九頁〕

州府別	村名	建設年度	戸数	人口	割當面積
花蓮港庁	吉野村	明治四十三年	二六九	一、四九四	一、三七〇・〇〇〇
	豊田村	大正二〇	一七九	九〇三	七二四・〇〇〇
	林田村	〃三〇	一七三	七五八	七六六・〇〇〇
	計		六一一	三、一四八	二、七六〇・〇〇〇
台東庁	旭村	大正五年	二二	一七二	三三一・〇三八
	鹿野村	〃四〇	四五	二五三	一、〇六七・八七二
	鹿寮	〃六〇	六	四〇	六九四・〇七六
	敷島村	昭和十二	五九	三二〇	二四六・〇〇〇
計		一三三	七七五	二、三三八・九八六	
台中州	牧津村	昭和七―十一	一五六	七八四	八八一・四〇〇
	豊里村	〃十一―十二	一一九	六四〇	四九四・〇〇〇
	鹿島村	〃十二―十三	一一八	六九一	五三一・二〇〇
	香取村	〃十五年	八九	四一八	二六八・一八〇
計		四九二	二、五三三	二、二七四・七八〇	
台南州	栄村	昭和十年	九〇	二七七	四七一・五五〇
	春日村	〃十一―十三	五六	二四五	三三二・六三〇
高雄州	日出村	昭和十年	二五	一三四	七九四・一八〇
	常盤村	〃十一	六五	三六六	一、二五〇・〇〇〇
	千歳村	〃十一	一〇〇	五五五	五〇〇・〇〇〇
	計		一九〇	一、〇四四	九五〇・〇〇〇
總計			一、五八二	八、一一三	九、一一七・九三六

和宮町長村、昭知村、新高村、自田村、瑞穂村、上大和村、三笠村
を除去

林野面積

〔台博總督府統計書〕

昭和十五年	總計		公有地		私有地	
	總計	公有地	公有地	私有地	私有地	私有地
昭和十五年	一八八、八五三	五四六、三六一	一八八、八五三	五四六、三六一	一八八、八五三	五四六、三六一
總計	一八八、八五三	五四六、三六一	一八八、八五三	五四六、三六一	一八八、八五三	五四六、三六一
平地	六三、六八二	二、三三、一五九	六三、六八二	二、三三、一五九	六三、六八二	二、三三、一五九
蕃地	一、二九、一二二	三、〇三、六八五	一、二九、一二二	三、〇三、六八五	一、二九、一二二	三、〇三、六八五
木林	八、九、九〇四	五、三六、八四四	八、九、九〇四	五、三六、八四四	八、九、九〇四	五、三六、八四四
原野	一、六八、九〇四	一、六八、九〇四	一、六八、九〇四	一、六八、九〇四	一、六八、九〇四	一、六八、九〇四
木林	一、一、一三七	二、六〇二	一、一、一三七	二、六〇二	一、一、一三七	二、六〇二
原野	二、六〇二	二、六〇二	二、六〇二	二、六〇二	二、六〇二	二、六〇二
木林	二、一六、五一一	二、一六、五一一	二、一六、五一一	二、一六、五一一	二、一六、五一一	二、一六、五一一
原野	四、三、九七七	四、三、九七七	四、三、九七七	四、三、九七七	四、三、九七七	四、三、九七七

〔備考〕 本島の林野は面積二百四十五萬甲にして、全土の七割に相当する巨大な地帯を占む。帝主主義下の台博ニ七頁。

国有木林、原野貸渡及市街賣地

許り地面積	昭和十五年現在
国有財産法	二七、二一甲
官有森林系野	二八、二六〇
市街賣地規則	二六、九八〇
官有森林系野	九、六二三
貸渡規則	九、二〇七四
樟樹造林貸渡規則	一二七、二四一
合計	一、二七、二四一

〔備考〕 帝主主義下の台博ニ七頁。

林業官管地

阿里山	指定国有林野面積	三八、二四四	陌
八仙山	〃	八四、九七一	
太平山	〃	六五、八五五	
(濁水溪)	〃		

〔備考〕 帝主主義下の台博ニ三四頁。

「台湾の小作料額は領台前より半封建的遺習を継承し、現在ではむしろ内地に比し却て高率となった。」

内地における小作料率に極めて高率であることは、凡そ田賦政を論及する者が如何なる立場をとるか一般に認めるところであるが、もし単に收穫高に對する小作料率の言えは、大正元年の水田一ニ生作平均が五五%より大正十年は五三%に低下し、昭和十一年には遂に五〇%を割つて四七%八となった。即ち内地の小作料率は大正元年頃及び同十年頃は台湾に比し高かつたが、昭和十一年頃になると却て台湾に比し低かつた。此の推移を注目すべきである。即ち内地に於ては一時小作率の激化及び昭和三年以降の農業米恐慌等の諸原因に基いて最近までは小作料率が漸次低下したのに反し、台湾に於ては大正末期より内地種米たる蓬萊米の普及と之に對抗する優良甘蔗大莖種の水田進出とに相俟つて、益々小作料の騰貴を来たした結果である。」「台湾経済年報 昭和十七年版、四七九—八〇頁」

一、内地小作料率 (百分率)

年次	水田一ニ生作平均		
	普通	高	低
大正元年	五五・三	五六・六	五三・一
自大正四年至大正九年平均	五三・一	五五・五	四九・九
大正十年	四七・八	五〇・二	四四・六
昭和十一年			

一、内地畑小作料 昭八年—昭十年

米	三一・〇%
大豆	三一・四四
平均	三一・三六

小作料率

(一) 收穫高に對する實收小作料割合表、昭和二年、水田

平均	台北州	新竹州	台中州	台南州	高雄州
平均	兩期 五四・〇	兩期 五一・二	兩期 四二・五	兩期 四九・五	兩期 四四・八
	單期 五四・三	單期 四二・五	單期 三四・八	單期 四六・八	單期 四五・三
					四三・三

註、總督府殖産局「耕地賃借 經濟調査」による作成

(二) 同右、昭和十二年、水田及畑

等則	水田、全島平均	畑、全島平均
一則	五四・一六	四四・一〇
二則	五四・四三	三一・五九
三則	五四・二五	三八・八七
四則	五二・一〇	三六・〇〇
五則	五一・〇七	三六・四〇
六則	四九・八三	三六・三五
七則	四九・四四	三四・九四
八則	四八・〇三	三六・九一
九則	四六・九〇	三三・一九
十則	四六・八三	三三・八一
十一則	四六・一〇	三一・五九
十二則	四五・〇二	三〇・一四
十三則	四四・一九	二九・〇五
十四則	四五・八六	二六・九六
十五則	四一・一三	二五・九七
十六則	四一・八〇	二七・〇一
十七則	三九・一一	二五・八三

註、總督府殖産局「耕地賃借經濟調査」による。

(三) 同、台中州下の小作料率、水田及畑

昭知十五年	水田平均	畑平均
一則	六六・六	四六・
二則	六〇	六九
三則	五七	七〇
四則	五九	六三
五則	五七	三九
六則	五五	四〇
七則	五四	四三
八則	五四	三一
九則	五三	三八
十則	四九	三三
十一則	四九	二六
十二則	五四	三九
十三則	五〇	三三

註、台中州における小作料（昭和十五年）

による。
等則とは田畑の優劣及び收穫高高低による調査と水田地租賦課の基準

耕地所有者類別地主数 内地との比較

所有規模	台湾户数	百分比	内地户数	百分比
五分未満	一八三、四二三	四三・二二	二、四四〇、四二七	四八・〇二
一甲	九〇、〇二四	二〇・八七	一、三二九、四八三	二六・一六
二甲	一〇六、二六五	二四・六三	九三七、四〇八	一八・四五
三甲	二四、二三八	五・六二	二二〇、八八四	四・三五
四甲	一六、〇一一	三・七一	一〇七、八四八	二・一一
五甲	七、七五〇	一・八〇	四二、七九〇	〇・八四
五甲以上	六五五	〇・一五	三、〇三四	〇・〇六
合計	四三一、三六六	一〇〇・〇〇	五、〇八八、八七四	一〇〇・〇〇

註一、台湾は昭和十六年版台湾農業七年報に據る（昭和十四年四月一日現在）
 註二、内地の所有規模は町單位、中十六次農林省統計表に據る（昭和十四年未現在）

〔台湾經濟年報、昭和十七年版〕

耕地經營規模別農家戸数 内地との比較

	台湾戸数	百分比	内地戸数	百分比
五分未満	108,754	25.08	185,361	33.76
五分以上	90,007	20.76	179,980	32.78
一甲以上	113,117	26.09	132,580	24.14
二甲未満計	311,878	71.93	497,925	90.68
二甲以上	57,521	13.27	31,405	5.72
三甲以上	41,749	9.63	12,065	2.22
五甲以上	26,394	6.17	7,613	1.38
合計	432,541	100.00	549,838	100.00

註一 台湾は昭和十六年版台湾農業年報による(昭和十四年四月一日現在)
 註二 内地は町単位、中十六年度農林省統計表による(昭和十四年末現在)

「台湾に於ける耕地經營規模は……内地の如く零細化していない。而して五甲以上の大規模經營は台湾の五%一七に對し内地では僅かに一%三八しかない。即ち台湾にありては株式会社糖業六社及び十一萬九千甲(台湾五万甲、大日本二萬五千甲、明治一萬八千甲、鹽水港一萬七千五百甲、台東六千七百甲、三井公司源成農場二千八百甲)の私有地を推し、總耕地面積八十八萬七千甲の一三%四を占めている。之に台湾拓殖一萬三千四百甲、三井系の日本拓殖農林四千甲(茶園二千五百甲、一般畑二千五百甲)台湾合同鳳梨農場四千甲、南陸農場二千五百甲、日本拓殖二千三百甲を加算すれば僅かに十社を以て十四萬五千二百甲となり、總耕地面積の一七%五を所有している。これ今更く台湾における「異常性」農企業の有利性に促されて土地の集積中及び此開拓に基いたものがあるから、農家一戸当平均二甲の經營規模は單なる平均的數字であつて、一般農業者は依然として細曲農が絶對的なる數を占めている譯である。」(台湾經濟年報、昭和十七年版、四六八―九頁)

自小作耕地割合

一 實數 (單位、甲。内地は町)

内地	昭和七年			昭和十四年		
	自作	小作	計	自作	小作	計
内地	一三三、二〇〇	二六四、〇二六	三九六、二二六	二二〇、二〇二	一五三、七九九	三八四、〇〇一
内地	二〇七、六三三	三二八、七七〇	五三六、三三三	一六五、一五〇	一五〇、〇三九	三一七、一七九
内地	一、五四七、八五六	一、六六六、三四四	三、二一四、二〇〇	一、七四九、四九〇	一、二〇〇、四〇〇	二、九四九、八九〇
内地	一、三三、三三八	六六、六六四	一〇〇、〇〇〇	五九、九五五	四〇、〇〇五	一〇〇、〇〇〇
内地	三三八、七七一	六一、二一九	一〇〇、〇〇〇	五二、〇〇七	四七、九三三	一〇〇、〇〇〇
内地	四八、二二三	五一、七七七	一〇〇、〇〇〇	六〇、九七七	三九、〇三三	一〇〇、〇〇〇
内地	一、三三、三三八	六六、六六四	一〇〇、〇〇〇	五九、九五五	四〇、〇〇五	一〇〇、〇〇〇
内地	三三八、七七一	六一、二一九	一〇〇、〇〇〇	五二、〇〇七	四七、九三三	一〇〇、〇〇〇
内地	四八、二二三	五一、七七七	一〇〇、〇〇〇	六〇、九七七	三九、〇三三	一〇〇、〇〇〇
内地	一、三三、三三八	六六、六六四	一〇〇、〇〇〇	五九、九五五	四〇、〇〇五	一〇〇、〇〇〇
内地	三三八、七七一	六一、二一九	一〇〇、〇〇〇	五二、〇〇七	四七、九三三	一〇〇、〇〇〇
内地	四八、二二三	五一、七七七	一〇〇、〇〇〇	六〇、九七七	三九、〇三三	一〇〇、〇〇〇

註一、台湾は昭和七年及十六年殖産局刊行「耕地所有地経営調査」による。
 二、内地は「中興農林省統計表」による。

台湾における田畑合計の自作面積割合が四三%、小作面積の割合が五七%と
 三となり、之を内地における田畑合計の自作面積割合五四%、小作面積の割合が四六%と
 と比較すれば、台湾の小作面積の割合が一〇%五七%多く、それ丈台湾の小作内
 題が内地よりも重要性を帯びている。尤も、水田小作面積の比較的多き事
 は高率小作料と相俟つて特にその深刻性を現わしている。

〔台湾経済年報、昭和七年版、四六九―七〇頁〕

農業人口

[台灣總督府統計書]

昭和十二年

台灣全島人口
農業人口

戶數

人口

自作	一三一,〇六五
自小作	一三四,七六七
小作	一六一,五四七
合計	四二七,三七八

自作	八七七,一七一
自小作	九四一,〇三八
小作	一,〇六二,三〇一
合計	二,八八〇,四八〇

農業人口	二,八八〇,四八〇 (五二%)
全島人口	五,六〇九,〇四二 (一〇〇%)

昭和十五年

台灣全島人口
農業人口

自作
自小作
小作

自作	一三七,三九九
自小作	一三四,三五五
小作	一五八,一八五
合計	四二九,九三九

自作	九二八,三五二
自小作	九五八,一七〇
小作	一,〇四四,八三七
合計	二,九八四,三五八

農業人口	二,九八四,三五八 (四九%)
全島人口	六,〇七七,四七八 (一〇〇%)

第十九表 内北財政

實際補充額並に砂糖消費税
受入額表 (単位千円)

年別	補充額	砂糖消費税	計
明治三十九年度	六、九四〇	—	六、九四〇
同 三十九年度	五、九五九	—	五、九五九
三十九年度	三、九八四	—	三、九八四
三十九年度	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇
三十九年度	二、五九八	—	二、五九八
三十九年度	二、三八二	三、一四〇	五、五二二
三十九年度	二、四五九	七、〇七〇	九、五二九
三十九年度	二、四五九	七、〇七〇	九、五二九
三十九年度	七、〇〇〇	—	七、〇〇〇
三十九年度	—	一、三〇九	一、三〇九
三十九年度	—	二、二四〇	二、二四〇
三十九年度	—	一、七三九	一、七三九
三十九年度	—	二、二四〇	二、二四〇
三十九年度	—	一、八一三	一、八一三
三十九年度	—	三、二七二	三、二七二
三十九年度	—	五、一三九	五、一三九
三十九年度	—	一、七七八	一、七七八
三十九年度	—	一、〇三〇	一、〇三〇
三十九年度	—	六、九七二	六、九七二
三十九年度	—	五、〇一一	五、〇一一
三十九年度	—	四、五二三	四、五二三
三十九年度	—	八、四四五	八、四四五
計	三〇、四八五	五五、九三〇	八六、四一五

第二十表 昭和三十七年度

公債発行残額

公債発行残額	二、三〇、二二一
償還済額	七、二〇三
差引残額	一、五三、〇一八

第二十一表 軍事費負擔額

軍事費負擔額 (単位千円)

年別	軍事費負擔額	計
昭和十七年度	一九〇〇	一九〇〇
昭和十八年度	五、二五〇	五、二五〇
昭和十九年度	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和二十年度	三、五三七	三、五三七
昭和二十一年度	四、六五八	四、六五八
昭和二十二年	七、五三二	七、五三二
昭和二十三年	一、三三〇	一、三三〇
昭和二十四年	四、一八六	四、一八六
昭和二十五年	四、七〇〇	四、七〇〇
計	二、四、九五〇	二、四、九五〇

財政

内地と台湾との負担関係

〔台湾経済年報 昭十七年版 三三―三〇頁〕

「台湾財政創設の当初に於ては内地より補充金の受入れを爲す事
であるが明治三十七年迄は以て之を打切つた事は既に述べた通り
である。次は砂糖消費税の受入があるが本税は消費地課税の
原則として内地で消費せらるる砂糖に對する消費税は当然一般会計
の収入に属するものであるが明治三十四年迄より大正四年迄迄
内地消費の砂糖に對する消費税は全部又は一部を台湾財政の
歳入として受入れられてゐて、其の總額は(表十九)に見る通り五五・九三の千
円に上つてゐるのである。右の補充金と砂糖消費税の受入れを合算すれば
八六・四一五の千円に上るのである。之と事業費以外の臨時軍事費の負
担總額一三七・〇四の千円(表二十)と比較すれば、往年内地の負担に於
て事業費と並んで台湾財政は今日内地財政の急に應じて寧ろ之を
補助してゐると云ふ事がある。尚この外に問題とするものに公債
金の受入れがある。台湾に於て今日公債償還残額は一、二〇・四八の
千円であり、右は一應内地の負担に於て台湾の諸施設を爲すに於て
ものと考へられるものであるが、他方台湾島内に於ける公債消化額は
既に三億万円に垂れとしてゐるの現状であるから、台湾も内地
財政に對して並々ばらぬ貢獻を爲して居るものと云ふべきであらう。

昭和十七年度台湾總督府特別會計、歳入

台湾經濟年報、昭和十七年版
三〇二頁

「昭和十七年度の台湾總督府特別會計の歳入總額は四億二千五百九十五萬餘円であるが、其の収入の大宗を占むるものは依然として官業収入であり、全体の五七%を占めてゐる。之に次ぐものは租税収入の二四%であり、内地に比し全之並の比率を示し得る現状である。」

租税収入	九八八四四 ^{千円}	二四%
官業収入	二二七、三七三	五七%
公債金	二〇、五〇〇	四・九
米管特別會計からの収入	六四〇三	〇・六
米管積立金収入	七七三一	一・八
其他	四八、〇九五	一一・六
合計	四一五、九五〇	一〇〇%

「官業収入。台湾における歳入の大半は官業収入によつて賄われ、これは正しくから台湾の財政に對し加え、未だ未だ批評である。然し仔細に検討するならば其の間に多々の疑問が生ずるのである。表に於ける通り官業収入が台湾歳入中に占むる地位は決して小さくない。歳入總額に對する比率は前年々々下の一途を辿りつゝあるとは言え、尚全歳入の五七%を占めてゐるのである。然るにその官業収入の中心を占むものは何かと言へば、それは言う迄もなぐ専賣収入である。専賣収入は官業収入の五四%を占めてゐるのである。右は理論的には寧ろ間接税に代るべきものであり、従つて此の専賣収入を除外した官業収入の總収入に對する比率は僅かに二六%で、しかも大なるものは言ひ得ないものである。況んや此の官業収入を財政上一般経費の財源として充當し得るのは其の差益金を占む僅かに一千數百萬円に過ぎぬに於てを言へ」

昭和十三年	昭和十二年	増減	増減率
歳入總額	1,514,668	1,076,669	66%
官業收入	1,830,104	1,265,166	64%
専業收入	208,602	131,503	63%
差引差入金	269,457	161,601	59%
益金	244,151	194,844	57%
支出合計	415,950	237,372	57%
収入合計	105,590	115,777	109%
支出合計	66,936	79,977	119%
益金	38,654	42,543	110%
益金の収入	31%	37%	119%

官業純益金調

専業、鉄道及自動車、郵便電信及電話、木林林各收入と支出との差引差入金

昭和十三年	昭和十二年	増減	増減率
収入合計	105,590	115,777	109%
支出合計	66,936	79,977	119%
益金	38,654	42,543	110%
益金の収入	31%	37%	119%

「専業収入、専業収入の大宗を占めるのは、酒、煙草の収入である。兩者の合計は全収入の八割餘を占めている現状である。」
 「煙草収入は専業事業業の中、最も差益の甚しいものである。財政的見地よりすれば、今後其れも期待し得るものがある。」

専業収入の内訳(昭和十三年)

昭和十三年	昭和十二年	増減	増減率
酒収入	24,887	20,938	91%
煙草収入	25,498	26,907	105%
樟腦収入	27,325	24,751	90%
倉庫収入	38,732	33,569	87%
阿片収入	38,930	39,009	100%
その他	53,725	56,750	106%
合計	422%	422%	100%

東洋炭金 累年比較表 (單位 千円)

年次	酒		煙草	
	収入	支出	収入	支出
明治三十一年	二四、八八七	一五、四八七	九、四〇〇	二〇、九三八
三十三年	二五、四九八	一五、六二七	九、八八一	二二、九〇七
三十四	二七、三二五	一七、八三五	九、四八〇	二四、七五一
三十五	三〇、七三二	二〇、〇七三	一三、六五九	三三、五六九
三十六	三〇、九三〇	二五、〇〇九	一三、八三一	三九、〇〇九
三十七	三三、七三五	二八、九八八	二四、七三七	五三、七五〇
				二六、九〇〇
				二九、八五〇

年次	其他		差益
	収入	支出	
三十二	一五、六三五	八、〇五八	七、五七九
三十三	一五、四九五	八、四四九	七、〇四六
三十四	一七、〇四三	九、〇〇一	八、〇四二
三十五	一八、八八〇	一〇、八七六	八、〇〇四
三十六	二〇、三三二	一五、九八四	七、三四八
三十七	二〇、一八二	一六、四一〇	三、七五三

各東洋炭の開始年月

阿片 明治三十年四月一日
 食塩 " 三十二年五月十五日
 樟腦 " 三十二年八月五日 (昭和九年七月一日山許製樟腦を加う)
 煙草 " 三十八年四月一日
 酒 大正十一年七月一日 (昭和八年七月一日麦酒を、同十四年三月酒精を加う)

歳出

〔同、三三頁以下〕

「見して最も目立つものは、財務関係費一億四千八百萬円であるが、此の中
 には前年比した専賣事業に要する経費七〇、八三〇、千円が含まれているのである。
 之を差引くと、七、七、五〇六、千円となり、其中、更に更に他会計への繰入、即ち臨時家
 事費の負担、四、六、五、六、六、千円及び、国債整理基金特別会計への繰入
 七、九、五、千円と、更に「オ」予備金一、四、二〇〇、千円及び、思給負担金
 五、八〇七、千円等を差引けば、残餘は僅かに三、七、三、八、千円となり殆んど言つて正
 ないである。従つて専賣事業を除けば特に台博の施設に貢献するとい
 は極めて僅かなものと言へる。

次に内訳となるのは産業並に輸送機関に關する経費である、之が歳入
 總額の三分の一を越えて居るのであるが、対局下生産の擴充に、將又台博が市
 の南進基地たるの諸條件を具備せしむる爲には、尚に当然出さるべきであつて、
 寧ろ施設の後の小台博と一は未だ之を以てしても尚不十分な感無きにして
 非ずと言わねばならぬ。

教育関係経費	一七、六四四	千円	四%
産業関係経費	七三、〇二五		一七
鉄道事業	七三、〇〇三		一七
通信	一八、四四六		四
土木	一八、五一九		四
管線関係	六、八〇〇		〇
警察司法関係	二〇、七八四		四
財政関係	一四八、三三六		三五
其他一般行政	三六、八四八		八
合計	四一五、九四七		一〇〇

公債発行高、借入金並に、その償還高

明治三十二年度より昭和十四年度（昭和十三年は予定）に至る公債発行及台湾
事業公債法による借入金の總額は次の如し。

公債	発行高	償還高	残高
借入金	一五、五六八、〇八二円	二、七三六、四一五円	一二、八三一、六六六円
合計	四三、九五九、五一四	四三、九五九、五一四	—
	一九五、五二七、五九六	六五、六九五、九二九	一二六、八三一、六六六

〔台湾事情、昭十四年版、六七四頁〕

〔備考〕 帝國主義下の台湾、二五頁。

「台湾財政における公債金の受入は古くより専ら事業公債である、所謂赤字補填のための公債を発行した事はないのである。昭和十七年迄に於ける公債金の受入予定額は二〇、五〇〇千円であるが、右の使途は鐵道建設費、改良費の一部、新高港築造費及び大甲潭南苑事業に關するもの、何れも所謂資本的支出に充たさるものがある。此の意味に於て、台湾の財政は極めて堅實な發達を遂げたと云うことが出来る」(台湾採掘年報、昭和十七年版、三一―三頁)

昭和十七年迄に於ける公債発行残額	二三〇、六二一、千円
發行總額	七〇、二〇三
償還總額	一六〇、四一八
差引残額	

歳入経常部における各種負担及びその百分比

昭和十年

昭和三年(推定)

昭和十年

昭和三年(推定)		昭和十年	
千円		千円	
租税	一六、八四七	二一、九三〇	
官業及官有財産収入	七二、五二二	九四、五一七	
(右の中専賣)	(四二、三九七)	(五一、〇〇四)	
其他	三、二〇三	六、九六一	
歳入経常部總計	九二、五七二	一二三、四〇八	
直接税	八、〇六七	一二、二九九	
(B) 間接的負担	一四、一七一	一六、六九七	
島外	三七、〇〇六	四三、九三八	
其他	三三、三三八	五〇、四七四	
租税	一八	一八	
官業及官有財産収入	七八	七六	
(右の中専賣)	(四六)	(四一)	
其他	四	六	
歳入経常部總計	一〇〇	一〇〇	
直接税	九	一〇	
(B) 間接的負担	一五	一三	
島外	四〇	三六	
其他	三六	四一	

註

砂糖生産高一六〇、四〇、六八三斤 輸移入六六、二八、二二八斤 輸移出一五、八、四四、〇三九斤

〔台湾糖業統計〕

食塩販売量一八六、七六八トン 島外五五、七三、四四トン

〔台湾總督府専売手帳〕

右の資料より、砂糖島外消費は五〇%、食塩島外消費、三〇%と見積る。

台灣總督府特別會計經常部內容

昭和十年

昭和三年(予算)

昭和十年

昭和十二年

項目	昭和三年(予算)	昭和十年	昭和十二年
總計	九二五七二 千円	一二三四〇八 千円	一五三四五五 千円
租稅	一六八四七	二一九三〇	三一、五五三
地租	五、四六四	七、四九二	
銷戶稅	二一七	二〇〇	
所得稅	三〇九八	三八七二	
台灣銀行券發行稅	二八八	七三五	
製茶茶稅	三九二		
酒精稅	二六七一	三、六九八	
砂糖消費稅	二〇四六	三、三二〇	
織物及名冊消費稅	九七	二	
出港稅		九	
噸稅	五五	六一	
輸入稅	三五一九		
關稅		二、五四一	
官業及官有財產收入	七、五二二	九、四五一七	一一、三四六二
食鹽收入	二、四八九	三、〇七七	
樟腦收入	九、七一九	七、六八一	
阿片收入	四、九五七	二、五六八	
煙草收入	一、二一一八	一、七、八四六	
酒收入	一、三、一一四	一、九、八三二	
其他	三〇、一一五	四、三、五一三	
其他	三、二〇三	六、九六一	

〔備考〕 昭和三年、帝室主裁下の台灣一〇九頁
 十年、台灣總督府統計書